

# 子どもを虐待から守るために

【志摩市子ども虐待防止マニュアル】

志摩市子ども家庭支援ネットワーク

令和8年2月



## 【初版ごあいさつ】

### 「知恵を出し合って、支え合う」を合い言葉に

子どもを取り巻く悲しい事件の多さに、胸が痛みます。子どもの権利侵害の最たるものである子ども虐待も、後を絶ちません。ただ、多くの場合、保護者もまた、つらい思いを抱えています。

志摩市では、関係機関の連携により、子どもを守り保護者を支えることができるよう、志摩市子ども家庭支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を構築しています。

虐待事例に関わる担当者は、だれもが、しんどい思いを抱えつつ、奮闘しています。このネットワークでは、「知恵を出し合って、支え合う」を合い言葉にして取り組みを進めてまいりました。そして、出し合った知恵を共有し、活用するためにマニュアルを作成しました。

作成にあたっては、関係機関・職種の“手づくり”にこだわりました。他から提供される、いわば“お仕着せ”のマニュアルではなく、手づくりすることで、この地域の実態に即し、役立つものになると考えてのことです。

関係機関・職種の代表者の皆様には、たいそうご苦勞をおかけしました。会議の席上ご意見を述べていただくだけでなく、機関・職種全体の意見も集めていただいたり、会議で話し合われた内容や課題を機関・職種全体へ持ち帰っていただいたりしました。

今後とも、このネットワークの取り組みを進め、出し合った知恵は、随時盛り込んでいきます。この冊子を“立派な冊子”にせず、データを提供する形にしたのも、常にバージョンアップしていきたいとの思い故です。

最後になりましたが、このマニュアルづくりにあたりまして、多数の貴重なご意見・ご要望をお寄せいただきました。心から感謝申し上げます。

平成19年3月

志摩市子ども家庭支援ネットワーク 会長 野田 正人

## 【改訂版ごあいさつ】

我が国において児童虐待は深刻な社会問題となっており、その相談件数は年々増加しています。虐待を引き起こす要因も複雑化してきており、虐待を受ける子どもだけでなく、保護者を含めて、多面的な介入が必要になることがほとんどです。そのためには、一つの機関だけでは対応が難しく、複数の機関が連携して対応しなければなりません。

志摩市では、児童虐待が社会問題として認識される以前から、志摩市子ども家庭支援ネットワークが設置され、関係機関が連携して対応できるような取り組みが行われてきました。そして、虐待事例に関わる担当者が、共通認識を持って対応できることを目的として本マニュアルが作成されました。

本マニュアル作成への思いについて、前会長・野田先生の【初版ごあいさつ】をぜひご覧ください。

志摩地域において真に役立つマニュアルにするため、“手づくり”にこだわり、バージョンアップしていくことを前提とされています。初版作成から数年経過しましたが、当初の予定通り、社会の流れや地域の実情に応じて、マニュアルは年々バージョンアップされてきました。

家庭環境の変化、経済格差の拡大、社会のデジタル化などにより、子どもを取り巻く環境はこれまで以上に複雑になり、多様化していくものと予想されます。そのようななかで、本マニュアルが様々な場面で活用され、子どもたちやその家庭を支援する助けになることを願ってやみません。

令和7年3月

志摩市子ども家庭支援ネットワーク 会長 西岡 洋右

## 〈目次〉

1. 子ども虐待とは	2
(1) 「虐待」とはどんなことか	2
① 「虐待」は「子どもの心身の健やかな成長を損ねる行為」で、重大な人権侵害	2
② 虐待かどうかは子どもの立場で判断	2
③ 虐待は4種別に分類	3
(2) 虐待が発生する要因	5
① 子育てが難しい時代に	5
② だれにでも虐待の可能性	5
③ 虐待はさまざまなリスク要因が絡み合って起こる	6
(3) 虐待は大きな影響	8
(4) 子育て支援の充実を	9
① 国・県・市にも子ども育成の責任	9
② 子育て支援の充実が虐待を防ぐ	9
2. 虐待に気づくために	10
(1) 虐待に気づくために	10
① 虐待は「いつでも」「どこでも」「だれでも」起こりうる	10
② 「これも虐待ではないか?」「背後に虐待があるのではないか?」の視点で	10
③ 「何となく変だ」は虐待のサイン	10
④ 分からないときは「虐待がある」と考える	10
⑤ 「シロか?クロか?」が大事なのではない	10
(2) 早期に気づくためのチェックリスト	11
3. 虐待に気づいたら	25
(1) 虐待に気づいた(虐待かもしれないと感じた)ら通告を	25
① 通告はこども家庭課または児童相談所へ	25
② 通告は義務です	25
③ 虐待を疑った時点(段階)で通告を	25
④ 通告は子どもを守り家族を支援するきっかけ	25
⑤ 情報収集・アセスメントはネットワークを活用して	26
⑥ 「通告＝施設入所」「通告＝保護者の処罰」ではありません	26
⑦ 通告者の秘密は守られます	26
(2) 通告の流れ	27
(3) 住民等から虐待情報が入ったとき	32
① 具体的に聞いた上で、ただちにこども家庭課・児童相談所へつないでください	32
② 児童委員には通告を仲介する役割	32
(4) 要支援児童・特定妊婦を把握したら情報提供を	32
① 情報提供はこども家庭課へ	32
(5) 通告・情報提供後の動き	32
① 関係機関が連携して支援	32

4. 支援にあたって .....	33
①抱え込まず、知恵を出し合って、支え合う.....	33
②「子どもにとって最善を」を第一に .....	33
③保護者を責めても逆効果.....	33
④子どもの育つ力が大切.....	33
⑤虐待だとはっきりしなくても支援を始める.....	33
5. 志摩市子ども家庭支援ネットワークによる取り組み .....	34
(1) ネットワークの必要性.....	34
①一機関では対応できない .....	34
②多面的な情報による的確なアセスメント(見立て)ができる .....	34
③共通認識を持ち、援助方針を一致させることができる.....	34
④支援策を組み合わせ、総合的な支援ができる .....	34
⑤適切な役割分担ができる .....	34
⑥総合的な取り組みができる.....	34
⑦支援者の支え合いもできる .....	34
(2) 連携のための仕組み .....	35
①3層構造の会議で連携の場を具体的に確保.....	35
②要保護児童対策調整機関が日常的な連携を確保.....	36
③外部漏洩を防ぐことで情報共有を保障.....	36
(3) 的確な支援のために .....	37
①児童相談所と子ども家庭課の協働.....	37
②休日・夜間の対応.....	37
③児童家庭相談援助業務とリンク.....	37
6. 虐待を防ぐために・繰り返さないために.....	38
①未然防止が重要 .....	38
②妊娠期から虐待予防を .....	38
③“お節介型”の支援を .....	38
④日常的なさまざまな場面で子育て支援を .....	38
⑤多様な機関による家族全体への切れ目のない支援を.....	38
7. 関係機関等の役割.....	39
資料編.....	51
児童福祉法 (抄).....	52
児童虐待の防止等に関する法律 (抄) .....	80
志摩市子ども家庭支援ネットワーク運営要綱 .....	89

# 1. 子ども虐待とは

## (1) 「虐待」とはどんなことか

### ① 「虐待」は「子どもの心身の健やかな成長を損ねる行為」で、重大な人権侵害

○「虐待」とは、「子どもの心身の健やかな成長を損ねる行為」のことで、子どもに対する重大な人権侵害です。

### ② 虐待かどうかは子どもの立場で判断

○「これは、しつけだろうか？虐待だろうか？」「どこまでがしつけで、どこからが虐待なのだろうか？」などと迷うこともあるかもしれませんが、しかし、本来「しつけ」は子どもに社会のルールやマナーを教えることや、子ども自身が自分をコントロールできるよう訓練し将来の自立に必要な支援を行うことです。その目的はあくまでも子どもの健やかな成長でなければなりません。一方、「虐待」は、保護者が子どもを自分の都合で支配しようとすることです。

○子どもへの不適切な関わりを、保護者が「しつけ」と言い切る場合もあります。愛情から「この子のために」と思っているかもしれませんが、しかし、保護者の言い分や思いにはかかわらず、子どもの心身の健やかな育ちに悪影響を及ぼしていれば、それは「虐待」として捉える必要があります。

○保護者の側が行う同じような行為が、子どもによって、それほど問題でない場合もあれば有害な場合もあります。あくまでも、子どもの側に立った判断が必要です。

○虐待かどうかを判断することは、保護者の行為が子どもの健やかな成長にどのような影響を及ぼしているのかを判断することです。

※子ども…児童福祉法に規定する「児童」(18歳に満たない人)

※保護者…児童福祉法に規定する「保護者」(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する人)

※なお、例えば「親子関係」のように、「親」と表記している部分もありますが、これには親以外の保護者も含まれます。

#### ■「虐待」という言葉の本来の意味

「虐待」という言葉は、「虐」の漢字の印象もあって、残虐で非日常的な行為を連想しがちです。しかし、「虐待」は英語の「abuse」の訳語で、「abuse」とは「誤用」「濫用」という意味です。「保護者が自分自身のため(自分の欲求や怒りの解消のため等)に子どもの存在や子どもとの関係を利用(濫用)すること」が、「虐待」という言葉本来の意味です。

#### ■「親権」とは

親権とは、親子という固有の身分関係から派生する、未成年の子どもを監護養育するために、その親に認められた権利義務の総称です。

「親の権利」と書きますが、親のための権利として捉えるべきものではなく、未成年の子どもの利益を実現する、親の「義務」「責任」として理解すべきです。

### ③ 虐待は4種別に分類

○虐待は、身体的虐待・ネグレクト・心理的虐待・性的虐待の4種別に分けられます。(複数の種別の虐待が重なっていることも多く見られます。)

#### 1) 身体的虐待

○「身体的虐待」とは、子どもの身体に外傷が生じるおそれのある暴行を加えることです。

- 【例】
- 首を絞める
  - 殴る
  - 蹴る
  - 投げ落とす
  - 激しく揺さぶる
  - 熱湯をかける
  - 布団蒸しにする
  - おぼれさせる
  - 逆さづりにする
  - 異物を飲ませる
  - 食事を与えない
  - 冬戸外に締め出す
  - 縄などにより一室に拘束する
  - 意図的に子どもを病気にする

#### 2) 性的虐待

○「性的虐待」とは、子どもにわいせつな行為をすること、または、子どもにわいせつな行為をさせることです。

- 【例】
- 子どもへの性交、性器を触る、性的暴行、性的行為の強要・教唆など
  - 子どもに性器を触らせるなどの性的暴力、性的行為の強要・教唆など
  - 性器や性交を見せる
  - ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する

#### ■児童虐待防止法(第2条)による虐待の定義

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### ■虫歯と虐待 — 虫歯の放置はネグレクトのサイン

多数の虫歯があり、しかも治療されないまま長期間経過している場合は、ネグレクトの可能性を考える必要があります。このことは、保護者が歯の衛生に無頓着で放置していると考えられ、こうした状況は、歯に限らず他の状態に対しても同様であることが推測されます。

### 3) 心理的虐待

○「心理的虐待」とは、子どもに著しい心理的外傷を与える言動です。

- 【例】
- 子どもを無視する、拒否的な態度を示すなど
  - 子どもの心を傷つけることを繰り返す
  - 子どもの自尊心を傷つけるような言動など
  - 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする
  - 子どもに分かる状況で配偶者やその他の家族などに対し暴力を振るう

### 4) ネグレクト（保護の怠慢・拒否）

○「ネグレクト」とは、保護者としての監護を著しく怠ることです。

- 【例】
- 子どもの健康・安全への配慮を怠っている
    - 〔 家に閉じ込める(子どもの意思に反して学校に登校させない)  
重大な病気になっても病院に連れて行かない  
乳幼児を家に残したままたびたび外出する  
乳幼児を車の中に放置する 〕
  - 子どもにとって必要な情緒的欲求にこたえていない(愛情遮断など)
  - 食事・衣服・住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など
    - 〔 適切な食事を与えない  
下着など長期間ひどく不潔なままにする  
極端に不潔な環境の中で生活させる 〕
  - 子どもを遺棄する
  - 同居人(祖父母・きょうだい・保護者の恋人など)からの虐待行為を放置する

#### ■このような行為も虐待① — メディカルネグレクト

医療面のネグレクトで、子どもが病気やけがで治療が必要であるにもかかわらず、適切な医療を受けさせないことです。

#### ■このような行為も虐待② — 代理によるミュンヒハウゼン症候群

保護者が、健康上の問題のない子どもに病気の症状を作り上げ、献身的に看護する姿を演出し、他人の関心・同情を集めようとする行為です。

#### ■このような行為も虐待③ — 愛情遮断(剥奪)症候群

親の長期にわたる愛情欠如のため、親子間で良好な愛着関係が形成されないために生じる精神・身体症状を、一括して「愛情遮断(剥奪)症候群」と言います。愛着関係がうまく形成されない状態は、子どもにとって大きなストレスで、このストレスが成長の抑制(愛情遮断性低身長)などを引き起こします。

#### ■このような行為も虐待④ — 揺さぶられっ子症候群

乳幼児は、大人に比べて頭蓋骨と脳の隙間が大きく空き、脳は血管で頭蓋骨に吊られた状態になっています。そのため、頭を激しく揺られると、頭蓋骨の中で脳が動いてしまい、脳を吊っている血管が切れることによる脳内出血や眼底出血を起こす場合があります。その結果、死亡したり、重度の障がいを残したりします。

#### ■ドメスティック・バイオレンスと子ども虐待

ドメスティック・バイオレンスは、被害者が精神的に追い詰められ、子どもに当たってしまう場合があります。また、加害者が、配偶者だけでなく子どもを巻き添えにすることも多々あります。さらに、子どもにとっては、直接暴力を振るわれなくても、ドメスティック・バイオレンスを目にすることは、耐え難く、精神的なダメージを与えます。そのため、ドメスティック・バイオレンスは子どもへの心理的虐待にあたります。

## (2) 虐待が発生する要因

### ① 子育てが難しい時代に

○虐待の相談件数が増え続けています。その要因として、以前であれば見過ごされていたものが相談・通告されるようになったこと、見過ごされがちだった心理的虐待やネグレクトが虐待として認識されるようになったこと、虐待そのものが増えていることなどが指摘されています。

○虐待は、「特別な出来事」ではなく、現に私たちの身近な所でも起こっています。

○虐待の社会的背景として、次のことが指摘されています。

#### 1) 子育ての孤立

○かつて、子どもは大家族や隣近所の中で、親だけでなく多くの大人に見守られて育っていました。その後、わずかな間に都市化や核家族化が進み、家族が孤立している状況が見受けられます。特に母親は、「母子カプセル」と言われるように母子だけで閉じこもって、孤独感と閉塞感を抱えながらの子育てになりがちです。

○父親も家族の孤立化により、ひとりで子どもを育てながら、経済的にもきびしい中で、仕事と子育てをしている現状もあります。

#### 2) 子育て体験の希薄化

○少子化が進み、周囲に子どもが少なくなり、幼いときから子育てに関わる経験も少なくなりました。自分の子どもが生まれて初めて赤ちゃんを抱いたという人も多く、子育てに戸惑いを感じてしまう状況にあります。

#### 3) 標準的・一方的な育児情報の氾濫

○育児書やインターネットなど、子育て情報はあふれていますが、その情報は標準的で一方的です。提供される情報と自分の子どもの様子が少しでも違うと、親は不安を抱くものです。子育て経験者の適切なアドバイスが望まれるのですが、孤独な子育ての中では、そのアドバイスに出会い難いものです。

### ② だれにでも虐待の可能性

○虐待をしてしまう保護者は、適切な支援に出会えなかったのかもしれませんが、虐待は一部の特別な人の問題というわけではなく、だれにでも可能性があります。

### ③ 虐待はさまざまなリスク要因が絡み合って起こる

○虐待は、身体的・精神的・社会的・経済的なさまざまな要因が、複合して起こると考えられています。

- 子どもの育て方が分からない、夫婦関係が悪い、経済的に苦しい、地域の中で孤立しているなど、大きなストレスが虐待につながる場合があります。若くして子どもが生まれ精神的に親になりきれないために、子育てに強いストレスを感じることもあります。
- 保護者自身が虐待を受けて育った場合は、子どもへの適切な関わり方が分からなかったり、安定した人間関係を持ちにくかったりして、自分の子どもを虐待してしまう場合もあります。
- よく泣き、なだめにくい子どもや癪がきつく自分の要求にこだわる子どもは、保護者の怒りを引き出しやすいと言われています。発達の遅れなどがあると、保護者が期待する行動や反応をすることが難しいので、親の側に焦りの感情がわきやすくなります。
- 幼いときに長い間、子どもを他人や施設などに預けていた場合、その後引き取っても、親としてどう関わっているか分からなかったり、愛情がわかなくなったりすることがあります。
- 再婚した場合などに、新しい配偶者への遠慮や気兼ねから、自分の子ども(連れ子)につらく当たる場合もあります。

○実態調査や事例検証を通して、次のようなリスク要因が抽出されています。

※ただし、こうしたリスク要因を持っているからといって、必ずしも虐待につながるわけではありません。

#### 1) 保護者側の要因

○保護者側のリスク要因には、妊娠・出産・育児を通して発生するものと、保護者自身の性格や精神疾患等の身体的・精神的に不健康な状態に起因するものがあります。

- 妊娠を受け入れることが困難(望まぬ妊娠、10代の妊娠など)
- 子どもへの愛着形成が十分に行われていない(妊娠中に何らかの問題が発生し、胎児への受け入れに問題がある、妊娠中または出産後の長期入院など)
- マタニティブルー・産後うつ等精神的に不安定な状態
- 元来、性格が攻撃的・衝動的
- 医療につながっていない精神障がい・知的障がい・慢性疾患・アルコール依存・薬物依存等
- 被虐待経験
- 育児に対する不安やストレス(保護者が未熟等)

#### 2) 子ども側の要因

○子ども側の要因が、保護者の負担感や焦りにつながり、虐待を誘発する場合があります。

- 乳幼児期の子ども
- 低出生体重児(未熟児)
- 障がい児
- 何らかの育てにくさを持っている子ども

##### ■ 年齢の低さ自体がハイリスク要因

児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会が、虐待防止法施行(平成12年11月20日)から平成15年6月末までの死亡事例125件(127人)について検証した結果、次の調査結果が得られています。被虐待児の年齢構成は、0歳児が38%で最多(うち、4か月未満児が5割)。次いで、1歳児が16%。6歳未満児で約9割を占めます。

### 3) 養育環境の要因

○次の状況は、リスクの高い家庭環境と考えられます。

- 親族や地域社会から孤立した家庭
- 夫婦関係をはじめ人間関係に問題を抱える家庭
- 夫婦不和・配偶者からの暴力・転居を繰り返す・一人親・内縁者や同居人がいる・子連れの再婚等、不安定な状況にある家庭
- 生計者の失業や転職の繰り返し等で経済不安のある家庭

### (3) 虐待は大きな影響

○虐待は、子どもの健全な発育・発達を阻害するだけでなく、生涯にわたる深刻な影響を及ぼします。

- 骨折や、やけどなどによる身体障がいが残ったり、最悪の場合、死亡に至ったりすることがあります。
- 栄養や感覚刺激の不足が、発育・発達の遅れをもたらすことがあります。
- 愛情不足による発育・発達の遅れが見られることがあります。
- 人との信頼関係が持てず、いつも人に対して身構えていたり、すぐに興奮して暴力を振るったり暴れたりすることがあります。逆に、人との適切な距離を保つことができず、だれにでもベタベタ甘えることもあります。
- 落ち着きがなく何事にも細かな注意を払えない、気分が極端に変わりやすいなどの影響が見られることがあります。
- 保護者からほめてもらえず、いつも否定的な言葉を浴びせられているために、何事にも自信が持てなくなる(自己肯定感の欠如)ことがあります。
- リストカットなどの自傷行為や自殺未遂を繰り返したりすることがあります。
- 虐待を受けた子どもの中には、ちょっとしたきっかけで自分が虐待されたときの光景が頭の中に浮かび、おびえてパニックになることがあります。また、虐待という過酷な現実を受け入れることができず、現実から意識が離れてしまうなどの精神的な障がい(解離性同一障がい)があらわれることもあります。
- 虐待から逃れるための家出や徘徊、現実逃避のための薬物依存、自分より弱い子どもや動物へ残酷な仕打ち、盗みや性犯罪などに走るすることがあります。

○被虐待体験は自分自身の子育てにも影響し、世代を越えてその影響が引き継がれる可能性があります。

#### ■反応性愛着障害

子どもが親などの特定のひとと、深い情緒的な結びつきを確保することは、その後適切な対人関係を保つために大切なことです。このような特別な結びつきのことを「愛着」と呼びますが、乳幼児期に虐待や保育者の交代などがあると、この愛着が確保できず、深刻な対人関係の障害を持つことがあります。それを「反応性愛着障害」あるいは単に愛着障害と呼びます。この障害には「抑制型」と「脱抑制型」の二つのタイプがあります。

抑制型は対人関係のブレーキが効き過ぎた状態で、世話をする人にも非常に警戒的で甘えることが出来ず、こわばっているようなタイプ。脱抑制型はブレーキが効かず、初対面の人にもなれなれしく過剰な親しみや甘えを示し、相手を吟味せずに接するタイプです。

この矛盾した両極端な関係のタイプを示すのが、反応性愛着障害の特徴です。

#### ■非行と虐待① — 単独の盗みや作話はネグレクトの疑い

虐待を受けた子どもは、非行が見られやすいと言われます。被虐待児に認められる非行には、いくつかの特徴があります。1つは、仲間を組んでの非行より単独での非行が多いことです。すぐ分かるような嘘(作話)をつく傾向もあります。小学生以下の子どもが単独で盗みや作話を繰り返していたら、虐待(特にネグレクト)が疑われます。

#### ■非行と虐待② — 非行の背景に虐待

法務省法務総合研究所が、2000年に少年院に入っている子ども2300人を対象に調査を行ったところ、入っている子どもの半数は虐待を経験していました。特に、女子の半数以上は、「虐待を受けたために非行に走った」と考えていました。

日本弁護士連合会が2001年に行った調査で、非行少年とそうでない少年とでは、非行少年の方が虐待を受けた割合が高いとの調査があります。この調査では、親が「しつけ」と思っている子どもが「虐待」だと思っている子どもは「虐待」だと思っていない子どもに比べて、問題行動を繰り返すとの結果も出ています。

## (4) 子育て支援の充実を

### ① 国・県・市にも子ども育成の責任

○すべての子どもは、生活を保障され、愛護されなければなりません。子どもを健やかに育てることは、保護者とともに、国や地方公共団体の責任です。国や地方公共団体は、保護者が子どもを健やかに育てられるよう支援します。それでもなお、保護者が子どもを健やかに育てることができない場合は、保護者に代わって子どもを保護・養育します。虐待対応にあたって、児童相談所に、時に親権に抗する権限があるのも、こうした考え方によります。

### ② 子育て支援の充実が虐待を防ぐ

○「母性神話」(女性には子どもを育てようとする本能が生まれつき備わっている)や「3歳児神話」(子どもは3歳までは家庭で母親の手で育てないと、子どものその後の成長に悪影響を及ぼす)などの考え方が、母親にプレッシャーを与え、心理的に追い詰めることもあります。私たちは、理想の母親像を押しつけたり母親を責めたりするのではなく、つらく悲しい気持ちを受け止めることが必要です。

○虐待は、「がんばっても、もうどうにもならない」という心の悲痛な叫びです。そんな保護者を一方的に責めても、問題の解決にはつながりません。悩みを抱える保護者に寄り添い、支えていくことが大切です。

○虐待防止の取り組みを進めるにあたっては、常に「子どもの最善の利益」を基本理念として、予防・発見・対応・アフターケアの総合的な支援が必要です。このことは、専門機関・施設のみならず、地域の幅広い支援ネットワークによって実現するものです。社会全体で子育てを支援することが、虐待の発生防止につながります。

## 2. 虐待に気づくために

### (1) 虐待に気づくために

#### ① 虐待は「いつでも」「どこでも」「だれでも」起こりうる

○虐待に至る要因は、さまざまなものがあります。虐待は、「特別な家庭の問題」ではなく、どの家庭にも起こりえます。そのため、子どもがいるすべての家庭を念頭に置く必要があります。「あの人が虐待をするはずがない」といった思い込みは、危険です。

#### ② 「これも虐待ではないか?」「背後に虐待があるのではないか?」の視点で

○「虐待への認識が深まると、通告件数が増加する」と言われます。これは、実際に虐待件数が増加したのではなく、虐待を意識して状況を見ることができるようになった結果、それまで気づかれていなかったケースが気づかれるようになったと考えられます。

○多くの場合、子どもも保護者も虐待を隠します。また、虐待を受けている子どもは、先生や保育士など身近な人にはかえって虐待のことを話せなかったりします。「子どもや保護者が虐待を否定するから、虐待はない」と判断するのではなく、子どもや保護者のいろいろな状況から、虐待があるのかどうかを見極める必要があります。

○非行など、子どもの問題行動の背景に虐待が見られることも多くあります。

#### ③ 「何となく変だ」は虐待のサイン

○虐待は隠されますが、何かしらサイン(兆候)は出ているものです。それに気づくことが、虐待の発見につながります。

○虐待には「不自然なもの」がつきもの。子どもや保護者の様子・状況が「何となく変だな」と感じたら、虐待を疑ってみる必要があります。

#### ④ 分からないときは「虐待がある」と考える

○「気になるが、虐待かどうか分からない…」と感じることもあるでしょう。そのようなときは、とりあえず、虐待があるとのスタンスでその後の対応を考える必要があります。

○機関内で判断が分かれることもあるかもしれませんが、そのときは、より危機感を抱く側の判断を、機関としての判断としましょう。

○「絶対に虐待ではない」と関係者全員で確認できるまでは、「虐待がある」という前提で行動しましょう。

#### ⑤ 「シロか?クロか?」が大事なのではない

○「これは虐待だろうか?」と判断に迷うことも多くあります。「間違っていたらどうしよう…」と不安に思うこともあります。ただ、大事なものは「シロかクロか」(虐待なのかそうではないのか)をはっきりさせることではなく、子どもを守ることです。

## (2) 早期に気づくためのチェックリスト

○子どもに接する機会が多い機関は特に、次のようなことがらに気をつけて、虐待の早期発見に努めましょう。

※これらの項目に該当すれば、必ず虐待というわけではありません。また、当てはまる項目の多少によって緊急度を判定するためのもの(リスクアセスメント指標)でもありません。

### 1) 保健センター

#### 【子どもの様子】

##### 〈身体面〉

- 多胎児である。
- 出生体重が1,500g未満である。
- 疾患・障がいがある。
- 発育が正常曲線(3パーセンタイル値)以下で、発育増加不良(身長・体重)である。
- 説明のつかない外傷が繰り返されている。
- 清潔保持がされていない。
- 口腔の衛生状態が悪い。
- 多数歯にわたる齲蝕や歯肉腫脹が放置されている。 ※齲蝕(うしよく)・虫歯 ※歯肉腫脹・歯茎の腫れ
- 発達に遅れがある。
- 子どもに次のような情緒・行動がみられる。
  - 気持ちをいらだたせるような泣き声。
  - あやしても泣き止まない。
  - 疼痛や空腹でもあまり泣かない。
  - あやしてもあまり笑わない。
  - 眉間にしわがある。
  - おびえたような表情である。
  - 表情が乏しい。
  - 視線が合わない。
  - うつろに凝視する。
  - 不自然な姿勢である。
  - 抱きにくい。
  - 攻撃性・乱暴・多動・緘黙などがみられる。
  - 自傷行為がある。
  - 抜毛がみられる。
  - 拒食・多食・過食・異食などの摂食の異常がある。
  - 夜尿・遺尿・遺糞などの排泄の異常がある。
  - 不眠・夜驚などの睡眠の異常がある。
  - パニック行動がある。
- 保護者に対し、不自然な態度(緊張する、顔をうかがう、怯える、異様に甘える等)が見られる。

## 【保護者の様子】

### 〈子どもとの関係〉

- 1か月以上の長期分離があった。
- 予定外の出産であった。
- 子どもを否定する発言がある。
- 育児不安が強い。
- 育児不安に対する適切な対処ができない。
- しつけ・育児・事故防止策が適切でない。
- 子どもへの関わり方に問題がある。
  - 物のように扱う。
  - あやさない。
  - 子どもと視線を合わさない。
  - 話しかけをほとんどしない。
  - 事故防止に対する配慮がない。
  - 子どもを閉じ込める。
  - 適切な医療を受けさせない。
  - 月齢に応じた食事を与えていない。
  - 子どもの発達にそぐわないしつけ。
  - 厳しい体罰が必要と強調するしつけ。
  - 子どもの扱いが乱暴。
  - 大声を出す。
  - 保護者の行動を優先させる。
- 子どもへの理解に問題がある。
  - 子どもに起こっている問題に気がつかない。
  - 健康問題に関心がない。
  - 子どもの発達を理解していない。
  - 発達の遅れに気がつかない。
- 育児能力に問題がある。
  - 育てにくさをよく訴える。
  - 育児に自信がなく育児不安が強い。
  - 育児能力が低い。
  - 保護者の都合に合わせすぎる。
  - 極端な自己流育児を押し通し他者の助言が入らない。
- 子どもの状態に関して不自然な説明をする。
- きょうだいへの接し方に差がある。
- 各種健診(妊婦健診、乳児健診、幼児健診)を受けていない。
- 予防接種を受けていない。
- 母子健康手帳交付時期が遅い。または、出産後である。
- 母子健康手帳への記載がほとんどない。

### 〈保護者自身〉

- 自分の育てられ方に肯定感がない。
- 被虐待歴がある。
- 子どものころ、いじめられたことがある。友達がいなかった。
- 第1子出産時の父・母の年齢が10歳代または35歳以上である。
- 性格的傾向に以下のようなものがある。
  - 育児不安型
  - 完全主義的養育型
  - 愛情欠如型
  - 衝動コントロール欠如型
  - 未熟型
  - 人格障がい型
  - 精神障がい型
  - 知的障がい型
  - 多子貧困型
  - 混合型
- 身体状態が悪い。
- 精神状態が悪い。
  - 涙もろい
  - 抑うつ気分
  - イライラする
  - 眠れない
  - 無気力 など
- 過去に虐待を疑う行為がある。

### 〈家庭の状況〉

- 同居家族の健康状態が悪い。
- 一人親(未婚・別居・離婚・単身赴任)である。
- 内縁関係である。
- 転居回数が多い。
- 子連れ再婚である。
- 経済状況が不安定(主な生計者に定職がない)。多額の借金がある。
- 経済不安がある。
- アルコール依存がある。
- 子どもと同室で喫煙する習慣がある。
- 夫や家族内の育児支援がない。
- 家庭内不和がある。
- 室内の清潔が保持されていない。

### 〈社会的支援状況〉

- 相談できる人がいない。
- 子育てを助けてくれる人がいない。
- 保健師の受け入れを拒否・無視する。

## 2) 子育て支援センター

### 【子どもの様子】

#### 〈清潔〉

- 身体(顔・歯・毛髪など)、衣類の清潔が保たれていない。
- おむつの交換が長時間されない。

#### 〈身体面〉

- 不自然な外傷が見られる。(打撲・やけどなど)
- 肌がひどく荒れているのに、いつまでも治らない。
- 虫歯が放置されている。
- 多胎児である。
- 予防接種や健診を受けていない。
- 発達に遅れがある。
- 疾患・障がいがある。
- 極端にやせている。
- 身体に合わない衣類を身に着けている。

#### 〈食事〉

- 月齢が過ぎても、ミルクだけしか与えない。
- 極端な偏食・拒食・過食など、食生活の乱れがある。

#### 〈情緒・行動面〉

- おびえたような表情である。
- 表情が乏しい、暗い。
- 大人の様子を気にする。(手を近づけると防御態度になる。おどおどする。)
- 笑いが少ない。
- ことばが少ない。
- 泣きやすい。
- 気持ちをいらだたせるような泣き声をあげて泣く。
- あやしても泣き止まない。
- あまり泣かない。
- 視線が合わない。
- 極端に落ち着きがない。
- 自傷行為がある。
- 乱暴で攻撃的な行動が見られる。

## 【保護者の様子】

### 〈子どもとの関係〉

- 子どもをほったらかしにしている雰囲気がある。
- 病気や傷の治療を受けさせた気配がない。
- しつけが必要以上に厳しかったりよく叱る。
- イライラしてよく怒ったり、子どもへの否定的・拒否的な態度が見られる。
- きょうだいへの接し方に差がある。
- 育児不安が強い。
- 乱暴な言葉使いをする。
- 子どもへの扱いが乱暴である。

### 〈家庭の状況〉

- 保護者の身体状態が悪い。
- 保護者の精神状態が悪い。
- 経済状況が不安定。
- 内縁関係である。
- 被虐待歴がある。
- 子どもの頃いじめられたことがある。友だちがいなかった。
- 訪問すると、家が異常に散らかっていたり、汚れていたりする。
- 子育てを助けてくれる人がいない。
- 近隣との交流がなく、地域で孤立している。

#### 4) 保育所(園)・幼稚園・認定こども園

##### 【子どもの様子】

###### <清潔>

- 身体(顔・歯・毛髪など)が清潔に保たれていない。
- 衣類や寝具(昼寝用)の清潔が保たれていない。
- 必要以上に身体・衣類が清潔で、子どもが汚れることを極端に嫌がる。
- おむつが長時間交換されない。

###### <身体>

- 不自然な外傷が見られる。(打撲 やけど、熱傷 あざなど)
- 睡眠や休息が十分でないため、休み明けに保育所・幼稚園・認定こども園内でけがをすることが多い。
- 家庭で、けがをすることが多い。
- 家庭でしたけがの手当てがされていない。
- 登所・登園時極端に不機嫌であったり、遊ぶ元気がなくて寝てしまったりする。  
(深夜に子どもを連れ回している。)
- 理由なく身長、体重の増加が不良である。
- 健康状態が極めて悪いのに登所・登園する。(高熱で登所・登園、解熱薬で抑えて登所・登園など)
- 朝から元気のない日が多い。(動きが少なくじっとしている、寒がる、言葉が少ない、顔色が悪いなど)
- 常時、強いタバコの臭いがする。
- 髪を伸ばしていて、目が見えにくそうにしている。
- 身体に合わない衣類を身につけている。(極端に大きい・小さい、季節はずれなど)

###### <食事>

- 朝食を食べていないことがよくある。
- 食生活に乱れがある。(朝食にお菓子や著しい偏食傾向など)
- 月齢が過ぎても、ミルクだけしか与えない。
- 給食で、過食・おかわりを繰り返す。
- ガツガツと食べたり、隠れて食べたりする。
- 年齢にあわない食べ方をする。(手づかみ・食べこぼし・ムラのある食べ方など)
- 異食(食べ物でないものを口に入れる)傾向がある。

###### <睡眠(昼寝時)>

- 昼寝時、緊張したり、興奮したり、寝つきにくかったりする。
- 昼寝時、悪夢でよく起きる。
- 昼寝時、人がそばに寄ることを極端に嫌がる。

###### <行動・その他>

- 保育者を独占したがる。
- 雰囲気が悪く、喜怒哀楽の表情を示さない。

- 自分の世界に閉じこもりがちで、表現や受け答えが少ない。
- おどおどした態度が見られる。(視線を合わせようとするとそらす。身近な人が体の横や頭の上に手をやると、すばやく身を引いたり頭をかばったりする。抱き上げるときこちない。など)
- 保護者が迎えにきても、帰りがらない。
- 過剰に(不自然なほど)、保護者の指示どおりに動き従う。
- 保育者や友達に、必要以上に身体接触をしようとする。
- 来園した初対面の人や他児の保護者に対して、スキンシップを求めて甘えたがる。
- まわりの子どもや大人が乱暴と思うような言動が多い。
- 他の子どもに対して攻撃的。暴言、暴力が多い。
- 友達を求めない。遊び方を知らない。
- 動き回っていて、遊びを楽しんでいる姿が少ない。
- 予防接種や健診を受けていないことが多い。
- 欠席が多い。
- 登所・登園しないときの連絡がない。
- 登所・登園時刻の乱れ。
- 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いを受ける。
- 年齢に似合わない性的な言葉を言う。

#### 【保護者の様子】

- イライラしている表情や、強い言葉で子どもに話しかけたり、極端に話しかけが少なかったりする。
- 連絡なく子どもが登所・登園しないので、訪問すると保護者が寝ていたりする。
- 保育者と子どもについて話をするのを避けようとする。
- 朝食を食べさせない。
- けがに対する説明が不自然であり、けがの理由が二転三転する。
- けがをしても処置しない。
- 被害者意識を強く表現したり、自分の世界に閉じこもったりしやすい。
- 家庭の教育方針を理由にして、保護者の不適切な行動を正当化しがちである。
- しつこく必要以上に、強要する。
- 友達が少ない。
- 年齢や発達段階にふさわしくない食べ物を与える。(「15歳以下は飲まないでください。」と記入されている飲み物などを、欲しがるからと与える。)
- 子どもへの健康や安全の配慮が少ない。
- 保育所・幼稚園・認定こども園の送迎を、子どもを保護できにくい年齢の子どもにさせる。
- 深夜の時間帯に子どもを外出させたり、連れ回したりする。

- 夜、子どもを放っておいて、仕事に行く。
- 子どもの話を聞かない。
- 人前で大きい声でどなる。
- 厳しい視線で子どもの行動を拘束する。
- アルコール依存（過去も含む）や薬物の使用歴がある。
- 精神科で治療を受けているまたは既往歴がある。

## 5) 放課後児童クラブ

### 【子どもの様子】

#### 〈清潔面〉

- 衣類が清潔でなく汚れていたり、身体(顔・歯・毛髪など)が清潔に保たれていない。
- 入浴回数が少ないと思われる。
- 午睡時の布団の清潔が保たれていない。

#### 〈身体面〉

- 不自然な外傷が見られる。
- 家庭でしたケガをすることが多く、手当てがされていない。
- 体の調子が悪いのに登所してくる。
- 身体に合わない衣類を身につけている。(極端に大きい・小さい・季節はずれなど)
- 常にたばこの匂いがする。

#### 〈食事面〉(学校の長期休業期間を含む)

- 朝食を食べてこないことがよくある。
- 登所時不機嫌で遊ぶ元気がない。
- お弁当を持ってこないことがよくある。
- 弁当の栄養のバランスが偏っている。
- おやつの過食や食べ物に対する極端な固執がある。
- 年齢に合わない食べ方をする。

#### 〈情緒・行動面〉

- 生活リズムの乱れが見つけられる。
- 職員や他の保護者や周囲の大人の人に甘えたり、まとわりつくことが多い。
- 奇声をよく発したりキレやすかったりして感情のコントロールが利きにくい。
- 喜怒哀楽が激しい。
- 乱暴と思われる言葉や威圧的・攻撃的な行動が目立ち、友達ともよくケンカをする。
- 保護者が迎えに来たことを告げると表情が暗くなる。
- 職員に対する態度と保護者に対する態度が変わる。
- 職員の何気ない自然な動きに対して防御的な構えがみられる。
- 常に指吸い、腕吸い(吸いだこ)・爪噛み等がみられたり、物音に敏感だったりする。
- 自己顕示欲が強い。
- 常に特定の物を持っていて離さない。(マスコット人形・ぬいぐるみ・製作したものなど)
- 製作などの表現が凶器につながっていることが多い。

### 【保護者の様子】

- 子どもを激しく叱ったり、イライラして子どもにあたったりする。
- 子どもに気をつかった態度をとる。
- 保護者の仕事が休みの日も登所させることが多い。
- 職員と話をしたがる。
- 送迎時、同行してきた弟妹に不自然な外傷がみられる。
- 子どものしたミスを認めず、責任転嫁をする傾向にある。

## 6) 小学校・中学校・高等学校

### 【子どもの様子】

#### <外傷>

- 外傷(打撲・けが・やけどなど)の跡が多い。
- 不自然な外傷が見られる。
- 外傷についての子どもや保護者の説明が不自然。

#### <言動>

- 言葉や行動が乱暴であったり、攻撃的であったりする。
- 小動物や昆虫、草花に対する残虐行為が多い。
- 他者との身体的接触を極端に嫌がる。
- 空想的な事柄を現実にあつたかのように話す。
- 身体測定や水泳指導など、裸になる機会を極力避ける。
- 自傷行為がある。
- 性的逸脱行為、外泊や家出がある。
- 年齢不相应に性的な興味・関心がある。
- 家に帰りたがらない。家出を繰り返す。
- 万引き・窃盗などの非行行為が多い。(初発年齢が小学生以下である。)

#### <感情>

- キレやすく、感情のコントロールが利かない。
- 表情が乏しく、受け答えが少ない。

#### <身体>

- 急激な体重の減少がある。

#### <食事>

- 給食(小学校・中学校)の過食や、食べ物に対する極端な固執がある。
- 拒食がある。

#### <衣服>

- 季節にそぐわない服装をしている。衣服が破れていたり汚れていたりする。他のきょうだ  
いととの差が大きい。

#### <衛生>

- 衣類や身体が不潔・不衛生である。
- 入浴回数が少なすぎる。

#### <生活>

- 基本的な生活習慣が身に付いていない。
- アルコールや薬物への依存がある。(中学生・高校生)

#### <学習>

- 落ち着きがなく、授業に集中できない。
- 無気力で、授業中ぼんやりしている。
- 急激な学業成績の低下がある。
- 忘れ物が多い。

#### <登校>

- 理由のはっきりしない遅刻・早退・欠席が多い。
- 長期間欠席しており、家族とも連絡が取れない。学校への連絡が途絶えがちである。

<教職員等との関わり方>

- 教職員に対する反抗的な言動や虚言が多い。
- 担任を独占したがる。教職員にまとわりつく。
- 極端に聞き分けが良く、子どもらしさに欠け、大人のように振る舞うことが多い。
- 教職員の何気ない自然な動きに対して、防御的な構えを取ることが多い。
- 大人を試す言動が見られる。

<保護者との関わり方>

- 保護者の前では硬くなる。オドオドする。落ち着きがない。
- 保護者を極端に恐れる。
- 保護者とほとんど視線を合わさない。
- 不自然に保護者に密着している。
- 保護者がいると顔色を窺う反面、保護者がいなくなると全く関心を示さない。

<友達との関わり方>

- 威圧的・攻撃的な行動が目立つ。
- 友達関係がうまく作れない。
- 年下の子どもと遊ぶことが多く、威圧的である。
- お金を不必要にもっていて、おごってしまう。
- すぐにキってしまう。
- 孤立している事が多い。
- 集団で動く時、動けない。

【保護者の様子】

<子どもとの関わり方>

- 子どもを頻繁に、激しく叱ったり、ののしったりする。
- 子どもへの怒り方が異常である。
- 子どもとの適度な心理的距離が取れない。密着(干渉)しすぎたり、全くの放任であったりする。
- 子どもに体罰を加える。
- 子どもに能力以上のことを求める。
- 子どもが病気でも、あえて病院に連れて行かない。
- 予防接種や健康診断を受けさせない。

<学校との関わり方>

- 欠席の理由がはっきりしなかったり、欠席しても連絡がなかったりする。家庭訪問すると留守だったり、保護者が寝ていたりする。
- 教職員に対して、過度に攻撃的である。些細な非を追及する。
- 話し合いや面談、家庭訪問を拒む。
- 体罰や年齢不相応な育て方を、「しつけ」「家庭の教育方針」などと正当化する。
- 子どもに関して言っていることに一貫性がない。
- 集金の滞納。
- 進路問題に無責任な態度を示す。

<保護者自身の状況>

- 被害者意識が強い。
- 常にイライラしている。
- アルコールや薬物への依存がある。精神的に不安定である。

<家族の状況>

- 地域で孤立している。
- 家の中が乱雑で不衛生である。
- 家庭内が不和である。家庭内で暴力がある。

## 7) 医療機関

### 【子どもの様子】

#### <全身>

- 低身長である。
- 体重の増加が不良である。
- 原因不明の脱水症状がある。
- 栄養障がいである。
- 出血斑がある。
- 原因不明または刺激が少ないことによると考えられる発達の遅れがある。
- 事故が繰り返されている。

#### <皮膚>

- 多数の打撲や傷がある。
- 不自然な外傷や、やけどの跡、皮下出血がある。
- 不潔な皮膚や頭髪である。

#### <骨>

- 新旧混在する多発骨折がある。
- 乳児の長管骨骨折がある。 ※長管骨…腕や脚の骨

#### <頭部・顔面>

- 頭部外傷(頭蓋内出血、脳挫傷など)がある。
- 眼外傷所見(白内障・出血・網膜剥離など)がある。
- 眼窩内側骨折がある。
- 鼻骨骨折がある。
- 鼓膜裂傷がある。
- むし歯が多い。
- むし歯が放置されている。
- 臼歯部に損傷がある。

#### <性器>

- 性器や肛門周囲に外傷がある。

#### <精神・行動>

- 不自然な不安や怯えがある。
- 無表情である。
- 多動(多弁)である。
- 乱暴である。
- 自分の殻に閉じこもり、人を避けようとする。
- 保護者の顔色をうかがう。
- 自傷行為が見られる。
- 食事に対して異常な執着を示す。

〈その他〉

- 尿路感染症が頻回である。
- 若年妊娠である。
- 衣服が不潔である。
- 過度に性的な関心がある、あるいは、極端に異性を避ける。

【保護者の様子】

- 説明が不自然である。
- 説明内容がよく変わる。
- 医者をわたり歩く。
- 医療関係者に対する態度が挑戦的であったり被害的であったりする。
- 必要な医療を子どもに受けさせていない。

## 8) 主任児童委員・児童委員

### 【子どもの様子】

- 身体・衣服に不衛生な状態が見られる。
- 極端に外見が異常。
  - やせている。
  - 元気がない。
  - あざ・外傷が見られる。
- 表情が乏しい。
  - 笑わない。
  - 泣かない。
  - あまり声を出さない。
  - 感情を表に出さない。
- 夜遅くまで遊んでいたりと、徘徊したりしている。
- 子どもだけで食事をしているか、きちんと食事をしていない。
- 常にお腹をすかせている。または、隠すようにガツガツ食べる。
- 傷や家庭のことを聞くと、答えが不自然でつじつまが合わない。
- 小さい子や弱い子をいじめる。動物をいじめる。草・木などを乱暴に折ったりちぎったりする。
- 理由もなく学校を休んでいる。
- 年齢以上に性的なことに関心をもち、過度に反応したり不安を示したりする。
- 大人の顔色をうかがったり、大人の意図を察知して行動したりする。
- 大人に執ように甘える。また、おびえたり、おどおどした素振りを見せたりする。

### 【保護者の様子】

- 家庭内が不和である。家庭内で暴言・暴力がある。
- 経済的に困っている(借金やギャンブル等)。
- 近隣との交流がなく、地域の中で孤立している。
- 乳幼児を長時間放置して外出する。
- 日常的に子どもの悲鳴や泣き声を聞く。
- しつけと称して厳しくあたる。体罰を目撃する。
- 長期不在、所在不明な状態にある。
- 他者に攻撃的、執ような被害者意識を見せる。第三者の介入を拒否する。
- 朝遅くまで寝ていたり、十分な食事を与えなかったりする。
- 家族以外の人間の頻繁な出入りがある。
- 心身ともに疲労して、育児ノイローゼなどの育児困難な状態にある。
- 寝具・衣料などの清潔への配慮がなされていない。
- 月齢や発達にふさわしくない食事を与えている。

### 3. 虐待に気づいたら

#### (1) 虐待に気づいた(虐待かもしれないと感じたら)ら通告を

##### ① 通告は子ども家庭課または児童相談所へ

○虐待を疑ったときは、次のところへ通告(連絡・相談)してください。

志摩市福祉事務所 子ども家庭課 ☎0599-44-0282

南勢志摩児童相談所 ☎189 (いちばやく) または0596-27-5143

##### ② 通告は義務です

○虐待を疑ったすべての人には、通告する義務があります。

○守秘義務が課せられている職種(公務員や医師など)の場合でも、通告義務が守秘義務に優先します。

○さらに、子どもの福祉に関係する職種(教職員・保育士・医師など)や機関(学校・保育所・医療機関など)には、虐待の早期発見に努める義務があります。

##### ③ 虐待を疑った時点(段階)で通告を

○「虐待かもしれない」と疑った時点(段階)で、通告してください。様子を見ている間も、子どもは虐待を受け続けている可能性があります。

○通告にあたって、情報を集めたり事実関係の調査や確認を行ったりする必要はありません。必要な情報収集や調査・確認は、通告を受理した児童相談所や子ども家庭課が行います。

○「間違いだったら(虐待ではなかったら)どうしよう?」との不安があるかもしれませんが、疑いの段階で通告するわけですから、結果として虐待でない場合もありえます。それはそれで、虐待でなくて何よりです。(通告が善意でなされた限り、責任を問われることはありません。)

○「気になる子どもがいる」「支援が必要と思われる子どもがいる」などと、児童相談所や子ども家庭課に相談(連絡)することは、とりもなおさず、通告です。通告と相談(連絡)は明確に区別できるものではなく、同じことです。

##### ④ 通告は子どもを守り家族を支援するきっかけ

○通告は、「告発」でも「密告」でもありません。通告は、家庭に支援が入るきっかけです。虐待は、家族の力だけでは解決できないからこそ起こります。だれかが動くことで、事態が変わります。子どもが救われることは、保護者の人生が救われることでもあります。

○通告を受理した児童相談所や子ども家庭課などは、保護者を責めることはしません。虐待せざるを得ない保護者の立場を受容し、保護者としての悩みや苦しみに寄り添い、ともに解決方法を探っていくのが基本的なスタンスです。

○通告したからといって、ケースがその機関の手を離れるわけではありません。通告後は、他の機関とも連携しつつ動いていくことになります。

## ⑤ 情報収集・アセスメントはネットワークを活用して

- 1 機関で調べられる情報には、限界もありますし、断片的・一面的となるおそれもあります。通告(連絡)し、志摩市子ども家庭支援ネットワークの仕組みを使うことで、総合的な情報が得られ、的確なリスクアセスメントを行うことができます。

## ⑥ 「通告=施設入所」「通告=保護者の処罰」ではありません

- 「子どもが施設に入れられるのは忍びない」「親が処罰されてしまうのではないか」との思いから、通告をためらってしまうかもしれません。子どもの安全のためやむを得ない場合は、児童相談所による調査保護をへて、多くの場合は、子どもが保護者と暮らす中で支援を行います。ただ、子どもの安全のためやむをえない場合には、子どもは児童養護施設等で保護者と離れて生活をします。

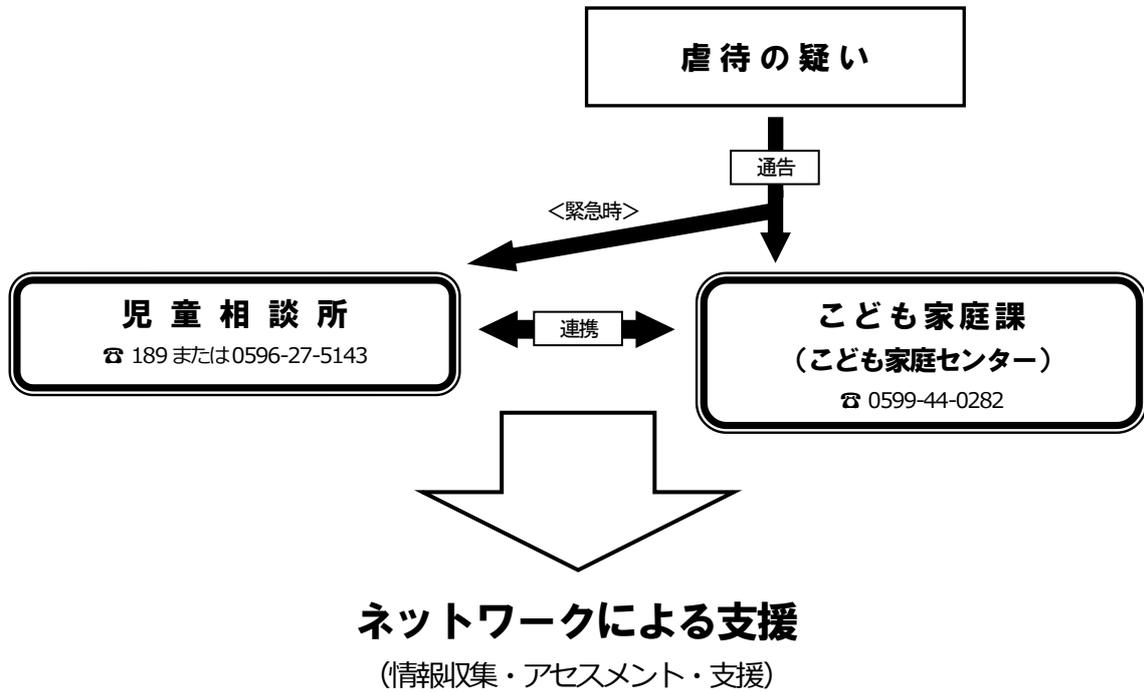
## ⑦ 通告者の秘密は守られます

- 通告を受けた児童相談所や子ども家庭課は、通告者を保護者等に告げることはありません。
- 子どもの安全の確認と保障が最優先ですが、多くの場合、まず通告機関と今後の対応を話し合います。保護者へアプローチする場合も、その機関と保護者との信頼関係が損なわれないよう配慮します。

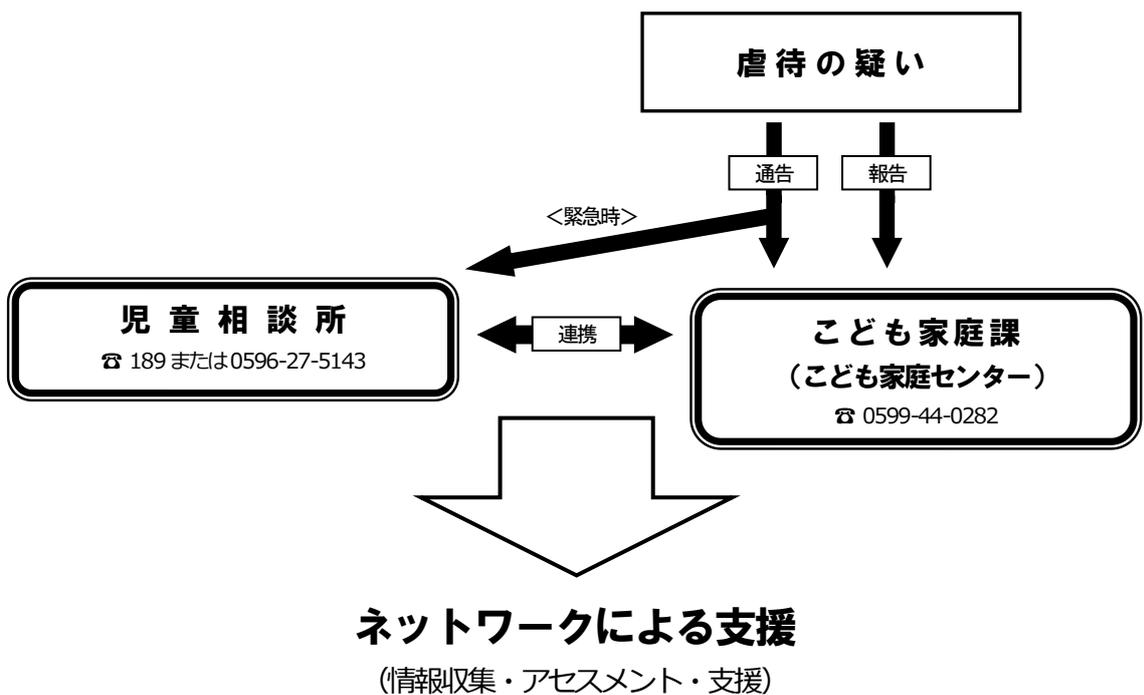
## (2) 通告の流れ

○主な機関で、虐待を疑ってから通告・支援に至るまでの流れは、次のとおりです。

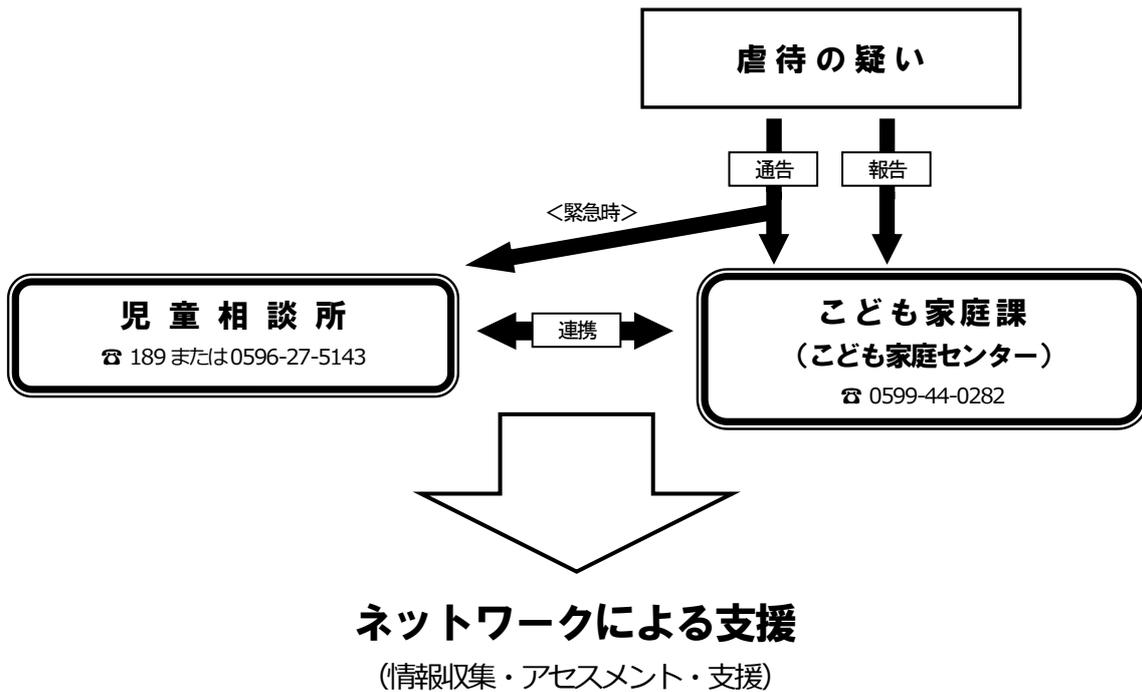
### 1) 保健センター



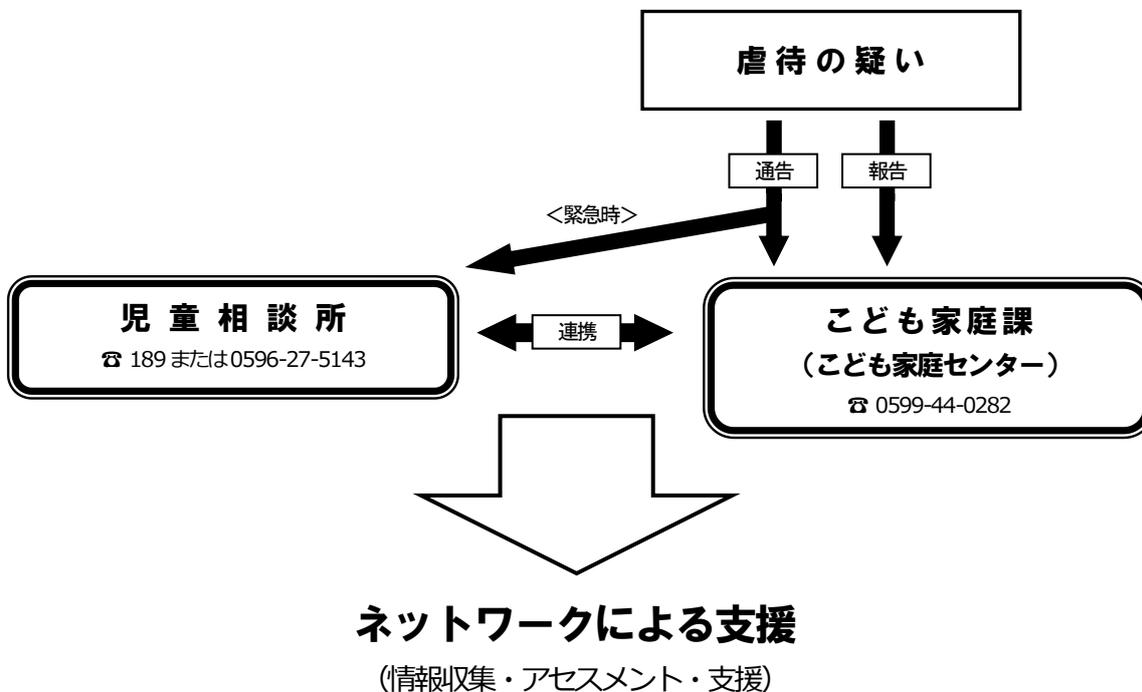
### 2) 子育て支援センター



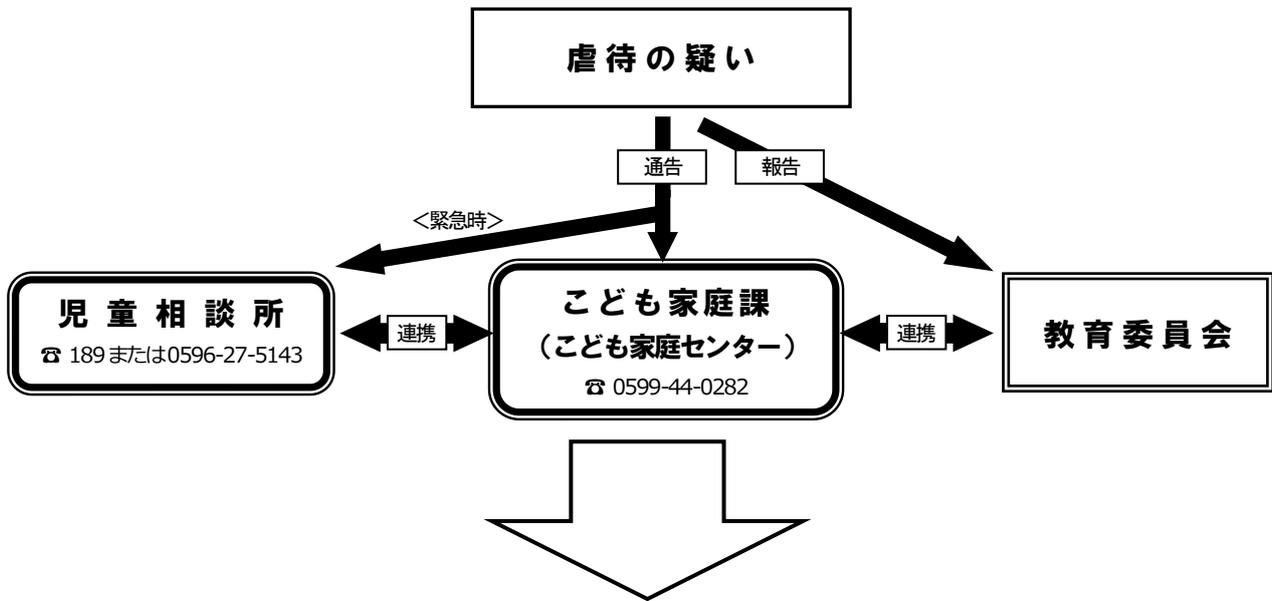
### 3) 保育所(園)・幼稚園・認定こども園



### 4) 放課後児童クラブ



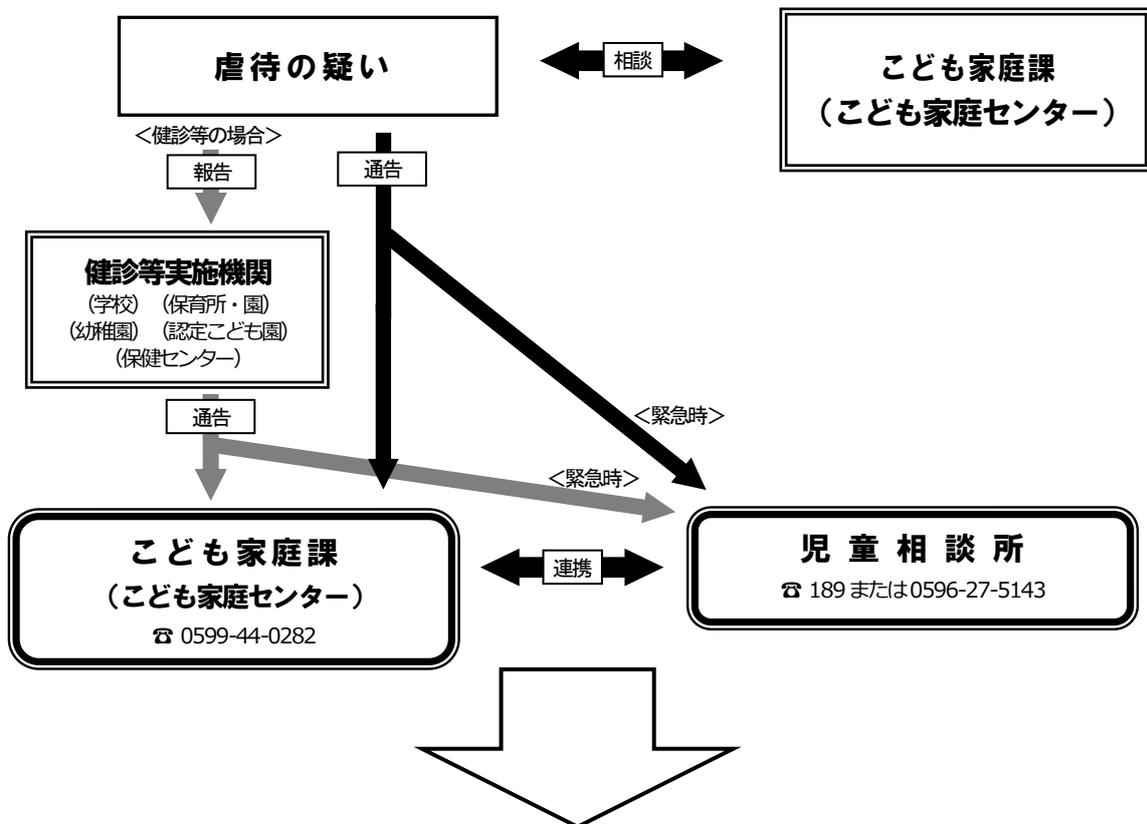
## 5) 小学校・中学校・高等学校



### ネットワークによる支援

(情報収集・アセスメント・支援)

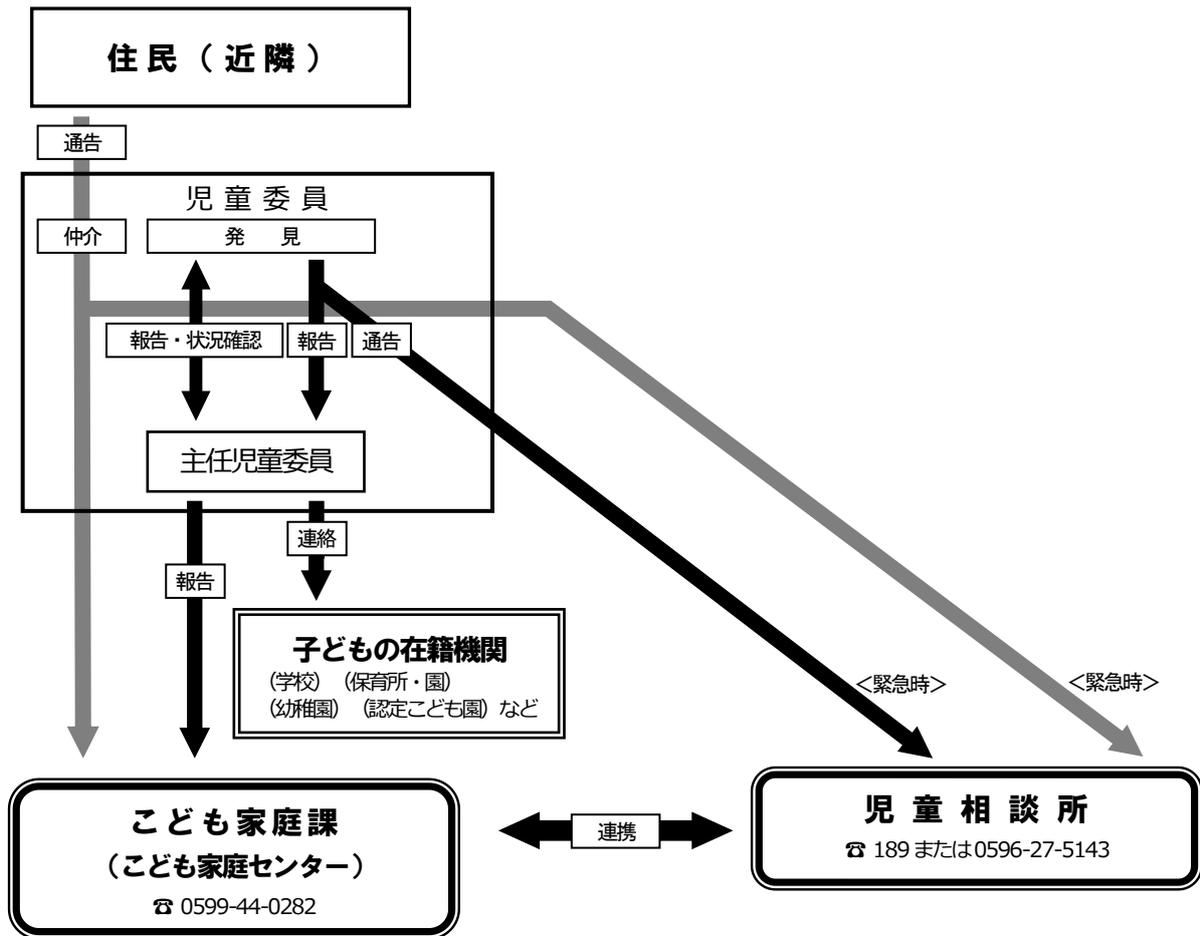
## 6) 医療機関



### ネットワークによる支援

(情報収集・アセスメント・支援)

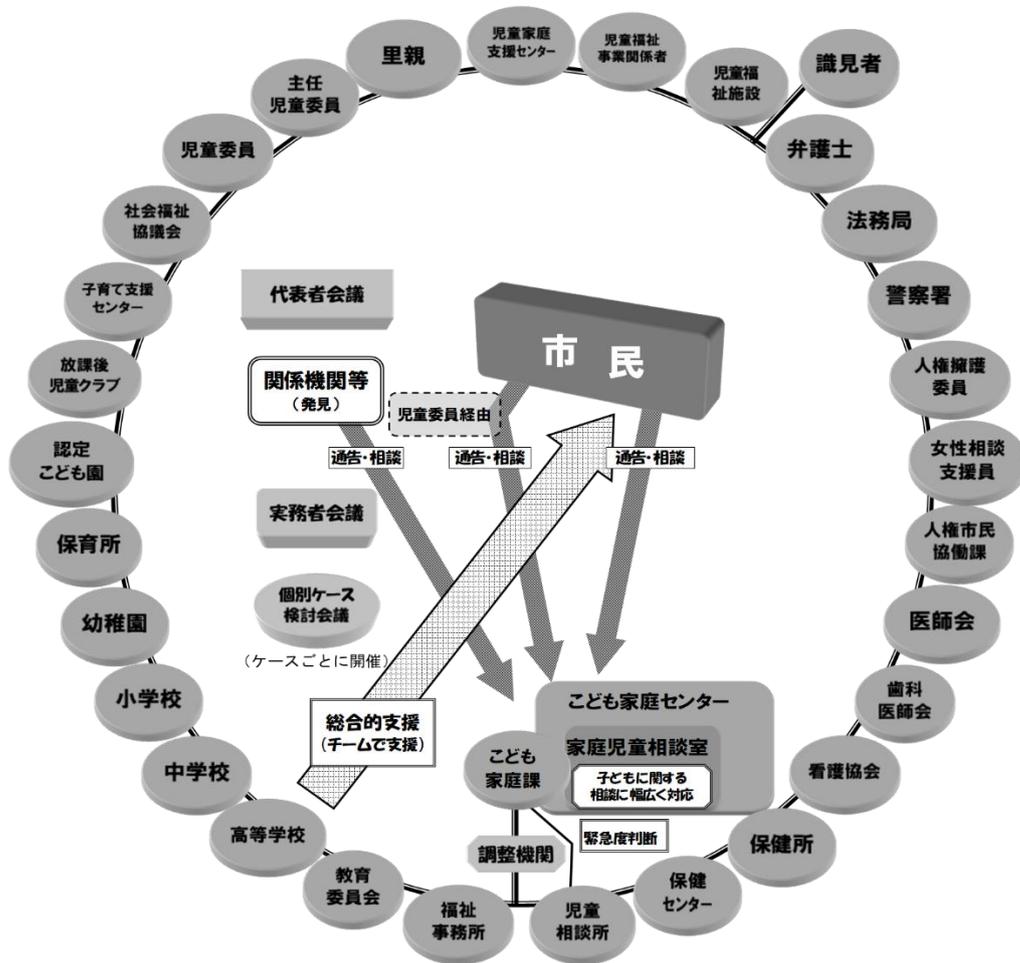
## 7) 主任児童委員・児童委員



### ネットワークによる支援

(情報収集・アセスメント・支援)

## 8) 志摩市全体図



### (3) 住民等から虐待情報が入ったとき

#### ① 具体的に聞いた上で、ただちにこども家庭課・児童相談所へつないでください

○子どもが在籍する機関に、虐待情報が入ることがあります。そのときは、可能な範囲で具体的に情報を聴き取った上で、ただちに、こども家庭課または児童相談所へつないでください。

#### ② 児童委員には通告を仲介する役割

○児童委員には、自ら発見して通告する職務のほか、通告を仲介する職務もあります。仲介する場合は、自らは判断せず、速やかにこども家庭課または児童相談所へつなげなければなりません。

### (4) 要支援児童・特定妊婦を把握したら情報提供を

#### ① 情報提供はこども家庭課へ

○被虐待児などの要保護児童の通告義務に加え、要支援児童・特定妊婦を把握した機関(医療機関・児童福祉施設・学校など)や職種(医師・看護師・児童福祉施設職員・教職員など)には、市への情報提供に努める義務があります。

##### ※要保護児童

…保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

##### ※要支援児童

…保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

##### ※特定妊婦

…出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

○要支援児童・特定妊婦を把握したときは、次のところへ連絡してください。

志摩市福祉事務所 こども家庭課 ☎0599-44-0282

### (5) 通告・情報提供後の動き

#### ① 関係機関が連携して支援

○対応にあたっては、子どもの安全を確認し、関係機関とともに、対応策等を話し合っていきます。

○志摩市には、子どもを守り、家族を支援する仕組みとして、「志摩市子ども家庭支援ネットワーク」があります。

○虐待が起きてしまう家族にとって、解決しなければならない問題は1つに限らず、関係する機関も複数ありえます。関係機関が、チームとしてつながり合い、役割を分担して支援しています。

## 4. 支援にあたって

### ① 抱え込まず、知恵を出し合って、支え合う

- 虐待の発生には複雑な要因が絡み合うことが多く、1人の担当・1つの機関だけで支援することは困難です。役割分担し、お互いの専門性を生かし、限界をカバーすることで、適切な支援ができます。
- 通告することや他の機関と連携する(他の機関に協力を求める)ことは、決して、機関としてギブアップすることではありません。子どもに関わる機関は複数あり、各機関は固有の業務を通して、子どもや家庭に関する情報を持っています。情報を出し合うことで、効果的な対応ができます。

### ② 「子どもにとって最善を」を第一に

- 保護者が自分の正当性を主張しても、常に「子どもの最善の利益」を第一に考えて行動する必要があります。
- DV家庭や保護者に精神障がいがある場合など、「保護者を支えること」と「子どもを守ること」が一致しない場合もあります。そのような場合でも、「子どもの最善の利益」を考える必要があります。

### ③ 保護者を責めても逆効果

- 「親なのに、どうしてそんなことを…」「親なんだから、もっとしっかりしてほしい」などと、保護者を責めたくなる場合もあるかもしれません。しかし、虐待する保護者もまた、子どもとの関係で苦しい思いをしているものです。障がいなどにより、能力的な限界がある場合もあります。保護者を責めても逆効果です。かえって、ストレスを募らせたり、精神的に追い込んだりして、事態を悪化させてしまう恐れがあります。
- 批評したり教えたりすることは、「うまくできていない」との実感を強めるだけで、逆効果になる可能性があります。基本はカウンセリングマインドです。虐待をしてしまう人は、社会的に孤立していたり、自分自身も虐待を受けていたりして対人関係がうまく結べないことも多く、すぐに心を開くことはないかもしれませんが、受容し、共感的な態度で接することが大切です。

### ④ 子どもの育つ力が大切

- 虐待を受けている子どもは、「自分が悪いことをしたから、しかられた」との思いを重ね、自己肯定感が乏しくなりがちです。子どもには、「あなたは悪くない」というスタンスで接し、自尊心を育て、達成感を育てる働きかけが必要です。
- 虐待された子どもは、人間への基本的信頼関係が培われていないことが多く、人への信頼感を育む必要があります。
- CAPプログラム(暴力防止プログラム)などの実践的な教育を進めることも大切です。

### ⑤ 虐待だとはっきりしなくても支援を始める

- 子どもの安全が第一です。虐待が疑われるような兆候があれば、何か起こっているのかを確認できなくても、子どもを守るための関わり(支援)を始める必要があります。
- 動きすぎは逆効果です。情報収集に行き過ぎがあったり、行動しすぎたりすると、情報が外部に漏れるなどして、かえって子どもや保護者を傷つける可能性があります。保護者が関係を閉ざしてしまったり、転居してしまったりすることもあります。

## 5. 志摩市子ども家庭支援ネットワークによる取り組み

○被虐待児など要保護児童の適切な保護および要支援児童・特定妊婦への適切な支援を図るため、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として、「志摩市子ども家庭支援ネットワーク」が設置されています。

### (1) ネットワークの必要性

#### ① 一機関では対応できない

○虐待を生み出す家族には、複合的な問題を抱えている例も多く見られます。一つの機関だけでの対応は困難で、チームでの取り組みが不可欠です。

#### ② 多面的な情報による的確なアセスメント(見立て)ができる

○その家庭についての情報は、他の機関も持っています。複数の機関が関わることで、多面的・総合的な情報が得られ、的確なアセスメント(見立て)ができます。

#### ③ 共通認識を持ち、援助方針を一致させることができる

○情報を共有することで、的確なアセスメントができ、さまざまな視点からの検討により、共通認識を持ち、援助方針を一致させることができます。

#### ④ 支援策を組み合わせ、総合的な支援ができる

○複数の機関がかかわることで、対応策の組み合わせも広がります。このことで、複合的な問題を抱える家族を多様な側面から支援することができます。

#### ⑤ 適切な役割分担ができる

○各機関それぞれの果たすべき役割や限界を理解し、適切な役割期待と役割意識がつけられます。

#### ⑥ 総合的な取り組みができる

○虐待予防やアフターケアなど総合的な課題に、地域全体で取り組むことができます。

○子どもの所属機関やライフステージが変わっても、継続した一貫性のある支援を行うことができます。

#### ⑦ 支援者の支え合いもできる

○虐待への対応は、早期かつ適切に対応することが求められる中、保護者との関係で苦慮することも多く、支援者も疲れたり傷ついたりします。支援者相互の支え合いの場ともなります。

## (2) 連携のための仕組み

### ① 3層構造の会議で連携の場を具体的に確保

○連携を具体的に確保する場として、次の3つの仕組みがあります。

○こうした仕組みが確保されることで関係機関(担当者)どうしの信頼関係が形成され、日常的に意思疎通が円滑になり、連携が強化されます。

#### 1) 代表者会議

○子どもに関する専門機関(職種)の代表者が集まり、市全体の虐待対応のあり方などについて話し合います。

○所属職種への啓発や所属職種からの意見集約も担います。

- 【主な取り組み】
- 市全体のシステムの協議
  - 情報交換・意見交換
  - 所属職種への啓発
  - 所属職種からの意見集約

#### 2) 実務者会議

○実務者の代表が定期的に集まり、市全体のケースの総合的な把握や進行管理などを行います。

- 【主な取り組み】
- 市全体のケースの総括
  - 継続対応しているケースの進行管理
  - 情報交換・意見交換

○児童家庭相談援助業務の報告・評価もあわせて行います。このことにより、より幅広く、ハイリスク家庭への支援など予防・アフターケアも含めた対応が可能です。

#### 3) 個別ケース検討会議

○それぞれのケースごとに、時宜に応じて関係者が一堂に会し、支援策の検討等を行います。

- 【主な取り組み】
- 状況把握や問題点の確認
  - 具体的な支援策の検討
  - 役割分担の確認
  - 支援状況の確認や評価

## ② 要保護児童対策調整機関が日常的な連携を確保

○要保護児童対策地域協議会は、運営の核となって関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う機関(要保護児童対策調整機関)を位置づけます。志摩市の場合は、こども家庭課(家庭児童相談室)です。

### 1) 関係機関・職種のコーディネート

○緊急時はもとより、日常的に関係機関の連絡調整(コーディネート)などを行います。

### 2) 支援状況の全体的・総合的な把握

○関係機関と常に連絡を取り合ったり、ケースの進行管理を行ったりして、支援状況の全体的・総合的な把握を行います。

○虐待ケースの進行管理は、児童相談所とともに行っています。

### 3) 事務局機能

○個別ケース検討会議の日程調整や招集など、事務局機能も担います。

### 4) 関係機関・職種の活動を支援

○虐待対応にあたっては、対応に苦慮することや戸惑いも多いものです。関係機関への支援も行います。

## ③ 外部漏洩を防ぐことで情報共有を保障

○「他の機関に情報を提供したいが(他の機関から情報を求められているが)、守秘義務や個人情報保護上の問題はないだろうか?」と悩むかもしれません。個人情報の保護には万全を期す必要がありますが、必要がある場合は第三者への提供が可能です。虐待対応にあたっては、関係機関の円滑な連携が必須であり、そのためには情報の共有が不可欠です。

○志摩市子ども家庭支援ネットワークは、児童福祉法に規定された要保護児童対策地域協議会です。このことにより、子どもや家族等への保護・支援にあたって必要なときは、情報の共有が可能です。(構成機関以外に対し、情報提供等の協力を求めることもできます。)

○子ども家庭支援ネットワークの外部に情報が漏れることに対しては、刑事罰(1年以下の懲役または50万円以下の罰金)があります。情報が外部に漏洩しないよう強固な守秘義務が課されることによりネットワーク内部での情報共有が保障され、円滑に支援内容の協議などができます。

### ■要保護児童対策地域協議会に関する児童福祉法の規定

第25条の2 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童(第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十九項に規定する保護延長者を含む。次項において同じ。)の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

③～⑧ (略)

第25条の3 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

② 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

※全文は資料編 P64～65 参照。

### **(3) 的確な支援のために**

#### **① 児童相談所とこども家庭課の協働**

##### **1) 協働対応を基本**

○児童相談所とこども家庭課は、常に連絡を取り合い、共通認識のもとで対応しています。

##### **2) 共に進行管理**

○ケースの進行管理を行う実務者会議には、児童相談所も参画しています。

#### **② 休日・夜間の対応**

○休日・夜間の虐待通告は、いったん宿日直が電話を受けたのち、こども家庭課が対応します。  
緊急性がある場合は、児童相談所の協力を得ます。

#### **③ 児童家庭相談援助業務とリンク**

○虐待以外の児童家庭相談についても、志摩市子ども家庭支援ネットワークの仕組み(実務者会議や個別ケース検討会議など)を活用します。子どもについての相談を幅広く取り扱うことで、虐待予防やアフターケアにつなげます。

## 6. 虐待を防ぐために・繰り返さないために

### ① 未然防止が重要

○虐待は、子どもの一生涯、さらには次の世代へも大きな影を落とします。いったん、特に援助が必要な状態にまで至ると、その改善は容易ではなく、相当手厚い支援を必要とします。虐待の発生を未然に防ぐことが重要です。

### ② 妊娠期から虐待予防を

○母子保健の取り組みなどを通じて、支援が必要な家庭を妊娠期から把握し、切れ目のない支援を提供する必要があります。

### ③ “お節介型”の支援を

○「支援の場に出てきてほしい人ほど、出てきてくれない」現実があります。子どもや家族のプライバシーに配慮しつつ、積極的に家庭にアプローチする形での支援も必要です。

○一般的な支援を「望む人に幅広く」提供するとともに、専門的な支援を「必要な人にきめ細かく」提供する必要があります。

### ④ 日常的なさまざまな場面で子育て支援を

○日常的な保育・教育・医療・相談など、さまざまな場面で、子育て支援の取り組みを充実させることが大切です。育児不安・ストレスの軽減を図り、保護者の孤立を防ぐことが、虐待を未然に防止していく基礎となります。

○ペアレンティング(子育ての方法)に関する体験的な学びの機会を設けたり、CAPプログラム(暴力防止プログラム)などの実践的な教育を進めたりすることも必要です。

### ⑤ 多様な機関による家族全体への切れ目のない支援を

○家族が再び家族として機能し、家庭の養育機能が再生するよう、子どもに対する支援はもとより、保護者も含めた家族全体への支援が必要です。

○いったん虐待がおさまっても、再び起こすことのないよう、継続した支援が必要です。

○虐待の発見・対応だけでなく、発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、多様な関係機関による切れ目のない支援が必要です。

## 7. 関係機関等の役割

○虐待対応にあたっては、志摩市子ども家庭支援ネットワークを連携の基盤として、関係機関(職種)がそれぞれの専門性を生かすとともに、限界をカバーして対応しています。主に次の機関(職種)が関わっています。

### 1) 児童相談所

○都道府県・政令指定都市等に設置され、子どもに関する問題のうち専門的な知識及び技術が必要とするものに対応します。志摩市を担当する児童相談所は、南勢志摩児童相談所(三重県伊勢庁舎内)です。

○虐待通告を受け、調査・判定などを経て、子どもや保護者を在宅で支援したり、里親委託・児童福祉施設入所措置を行ったりします。

○保護者が拒否する場合でも、立入調査や一時保護、施設入所措置などを行う法的権限があるため、緊急を要する場合などに、子どもの安全を最優先に対応することができます。

#### 【主な対応・取り組み】

- 通告の受理
- 子どもや家族への支援
- 一時保護
- 措置(児童福祉施設等入所措置・里親委託・児童福祉司指導など)
- 親権喪失・親権停止の請求や未成年後見人選任・解任の請求
- 市町村支援
- 里親支援

#### 【虐待通告への対応】

- ① 通告、市町村からの送致、援助依頼等の受付・電話などでの聞き取りから受理票を作成
- ② 緊急受理会議の開催・得られた情報から緊急度の判断
- ③ 情報収集・情報不足を補うために関係機関などへ再度の情報収集
- ④ 緊急所内会議・緊急度の判断と対応方針の決定、対応要員の確保
- ⑤ 家庭訪問、関係機関での子どもの確認
- ⑥ 必要に応じて一時保護
- ⑦ 保護者への面接・関係機関との連携により保護者への面接を行い、虐待の事実の確認や家庭調査等を実施
- ⑧ 所内会議・援助方針の検討・決定
- ⑨ 個別ケース検討会の開催・要保護児童対策地域協議会への個別ケース検討会の招集を依頼し、関係機関での役割分担など
- ⑩ 援助方針に応じて、市町村への送致、指導委託、児童福祉司指導、里親委託、児童養護施設への入所などの措置決定
- ⑪ 家庭訪問での経過観察及び関係機関との情報共有などで対応・援助方針に基づき、親子の関係修復、家族の再生などに向けて関係機関との連携で援助

※上記の対応は、通告の内容や緊急度などにより臨機応変に対応を図ります。

## 2) 市福祉事務所・家庭児童相談室

○志摩市福祉事務所(こども家庭課・地域福祉課・生活支援課)は、子ども・高齢者・障がい者・生活困窮者・ひとり親家庭等への相談支援を、第一線で担っています。

○主な児童福祉事業として次のものがあります。こうした事業は、子ども虐待の予防につながります。

- 子育て短期支援(ショートステイ)事業…子どもを一時的に施設等で養育します。
- 養育支援訪問事業…訪問支援者が家庭を訪問し、育児を支援します。
- ファミリー・サポート・センター…登録会員間で、子育ての有償ボランティアを行います。

○市福祉事務所には家庭児童相談室(こども家庭課内)が設置され、子どもに関するさまざまな相談に対応しています。また、家庭児童相談室は、要保護児童対策調整機関として、虐待通告を受けるとともに、虐待対応のコーディネートや支援の総合的な把握などを行っています。

### 【主な対応・取り組み】

- 子ども虐待防止等に関する周知・啓発
- 相談支援業務を通じて虐待の発見
- 通告の受理
- 子どもや家族への支援
- 要保護児童対策調整機関

### 【虐待通告への対応】

- ①通告の受理…電話等での聴き取りにより、虐待通告受付票を作成
- ②当面の対応…調査・安全確認・児童相談所との協議(緊急受理会議)・保護者面接など
- ③個別ケース検討会議…関係機関が集まり、対応策や役割分担を協議
- ④子ども・家庭への支援…関係機関が連携して子どもや家庭等を支援
- ⑤実務者会議…継続対応しているケースの進行管理等

※通告の内容や緊急度などにより、臨機応変に対応を図ります。

※全体を通して、要保護児童対策調整機関業務(コーディネートや支援状況の総合的な把握など)を行います。

### 3) 保健センター

○乳幼児健康診査、発育・発達相談、栄養相談、健康相談などの母子保健事業を通して、子どもの発育状況や言葉、心身機能の発達の問題等を発見する機会があります。特に乳幼児のいる家庭を保健師が訪問することには家族の抵抗感が少ない場合が多いので、家庭内での子育ての様子を把握しやすい立場にあります。こうした日ごろの活動を通じて虐待の早期発見につながるよう、保護者や子どもの様子などを注意深く観察しています。

○主な母子保健事業として次のものがあります。

- 母子健康手帳…妊娠・出産・育児に関する一貫した健康記録で保健指導の基礎資料となります。主に妊娠届出時に交付し、手帳及びしおりについての説明と健康相談などを行います。
- 赤ちゃん訪問…生後4か月未満の赤ちゃんを対象に、第1子は保健師、第2子以降は子育て支援訪問員が家庭訪問を行います。
- 健康診査…妊婦健診、4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診があります。
- 健康相談…妊婦相談、7か月児健康相談、12か月児健康相談、乳幼児健康相談などがあります。
- 健康教育…2歳児歯科教室、2歳6か月児歯科教室、フォロー教室、親子ふれあい教室などがあります。
- 家庭訪問…必要に応じて随時行います。
- 電話相談…必要に応じて随時行います。
- 養育医療…身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対し、入院治療にかかる医療費の助成を行います。

○親子の関わりを中心とした学習と遊びを通じて発育・発達を支援する事業を実施しています。また、育児不安の軽減や心のケアに対応するため、参加者が子育てや健康づくりなどについて話し合う場が提供できる教室を開催しています。

#### 【主な対応・取り組み】

- 母子保健活動を通して虐待のハイリスク家庭の把握を行い、虐待を予防
- 性感染症に関する知識の普及等を目的とした思春期出前健康教育の実施
- 若年妊婦や経済的不安を抱えた妊婦等特定妊婦に対する継続した支援
- 虐待を早期に発見し、必要な支援へのつなぎ
- 相談や家庭訪問等による支援
- 各関係機関との連携

#### 4) 市教育委員会

○子どもたちの安心・安全の観点からスクールガードの育成、子ども110番の家の設置を行い、地域全体で子どもたちの安全に取り組むことにより、虐待等の早期発見に努めています。

○小学校、中学校、幼稚園と連携を取りながら児童生徒の虐待の早期発見・早期対応に取り組んでいます。

○福祉部局と教育委員会との役割分担、連携の在り方を協議して、ネットワークを構築して学校を支援する体制づくりを行っています。

##### 【主な対応・取り組み】

- 小中学校、幼稚園からの虐待に関する相談
- 小中学校、幼稚園に対する指示・指導
- 学校からの報告受付
- 学校への支援(心の教室相談員、スクールカウンセラー、スーパーバイザー等の設置)
- 研修会の開催
- 関係機関との協議
- こども家庭課への通告

## 5) 子育て支援センター

- 子育てをめぐり負担や孤立感を解消するための交流の場です。
- 子育て相談・指導をはじめ子育てサークルの育成・支援のための情報提供・関係機関への橋渡し等も行います。
- 子育て情報誌を発行する等、子育てに関する啓発活動も行っており、地域の子育て情報発信源としての役割も担っています。
- 子育てサロンや園庭開放などには継続的に訪れる親子が多く、親どうしの交流の場、地域の中での親子の居場所として定着させていきます。
- 気になる家庭を訪問し、信頼関係を築きながら、地域に頼れる人がいることを知ってもらい、育児不安の軽減につなげます。
- 保護者の言動を職員の価値観で批判・断定せず、保護者の個別事情に配慮して、まずは受け入れるようにしています。

### 【主な対応・取り組み】

- 子育ての孤立の防止（遊びの場を提供し、親子が楽しく過ごせるようにし、子育てが楽しくならないようにします。）
- 保護者への援助（保護者の仲間づくりをしていきます。）
- 養育困難が予想される保護者を早期発見し、支援（保育所と連携を取りながら入所を促していきます。）
- 保健センターとの連携による支援（家庭訪問し、虐待の把握や支援をしていきます。）
- 妊娠・出産・産後の関わりの中での子育て支援
- 家庭訪問（子育てに困難を抱く保護者に早期に出会い、その支援態勢を確保します。）
- 公共機関へのつなぎ
- 遊びの場の提供（保護者が楽しく過ごせるようにし、子育てが楽しくならないようにします。）
- 思いが話せたり、相談できたりする保護者の仲間づくり
- 年齢に合った発達発育をしているか確認（体重・身長）肥満・発育不良
- 子どもの表情確認（笑顔・乏しい）→養育者の表情確認
- 子どもを傷つける言葉をしていないか確認→言葉による心理的暴言
- 家庭訪問（支援を必要な保護者に毎月訪問）
- 子育てに関するミニ講演会（健康・歯科・関わり方・安全・医療体制等）
- 保健センターやファミリー・サポート・センター連携による講演会の開催
- 特に1歳までの養育者支援→子どもへの対応の技術、発達の知識の不足のため（情報過多）
- 情報過多のために月齢に合っていないと必要以上不安がる相談が多い。
- 赤ちゃんが泣き止まないどうしたらよいかわからない相談が多い。肯定的に捉える。→近くに支援者がいない。孤立してしまう。泣き止まないときもあることを伝える。気軽な相談を大切にする。
- 課題のある親子に気づく。（関係機関との情報共有）
- 関係機関との連携（保健センター保健師、栄養士、歯科衛生士・ファミリー・サポート・センター・市立図書館）
- ファミリー・サポート・センターと連携による支援（保護者支援）
- 地域ネットワークづくりによる連携による支援  
（子育て支援サークル・子育て支援団体と連携→親子見守り支援）  
（志摩市更生保護女性会と連携→親子見守り支援）  
（志摩市医療を考える会と連携→保護者支援、現在の医療体制情報提供）

## 6) 保育所(園)・認定こども園

- 児童福祉法に基づき、保護者の委託を受け保育を必要とする乳幼児を保育し、幅広い福祉サービスを担っています（保育所（園））。
- 児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、異年齢交流等により乳幼児の健やかな育ちを支援します（認定こども園）。
- 家庭や地域社会と連携をし、適切な環境のもと、子どもの健全な心身の発達を図ります。
- 保護者との信頼関係を築きながら、関係機関と連携し、支援を受けながら対応します。
- 職員の価値観で批判・断定せず、保護者の個別事情を配慮して、まずは全てを受け入れ、信頼関係を築きます。
- 虐待の早期発見のため、保育士が虐待を見抜く力を養います。

### 【主な対応・取り組み】

- 虐待への気づき(早期発見)
- 関係機関への通告(早期対応)
- 要保護児童や家庭への支援
- 家庭訪問
- 子育ての悩み等の相談を受ける場の提供
- 子育てに関するミニ講演会の開催
- 関係機関との情報共有
- 保護者と職員とのより良い関係の構築(保護者の話を聞くことで、虐待を防止します。送迎時や行事などのときの声かけも大事にします。一人にしません。)
- 経過観察
- 子どもと保護者の関係の把握(子どもの姿から)
- 子育て支援の日の設定
- 具体例を挙げ、虐待についての保護者の意識の高揚
- 催し物などへ参加しにくい家庭への訪問
- 子どもの良いところを保護者に知らせること
- 保護者の友達づくりの支援(虐待はストレスから来る面もあると思われるため。)

## 7) 幼稚園

○幼児を保育し、適当な環境を通して心身の発達を助長します。

○家庭および地域での幼児期の教育相談・支援に努めます。

○幼児の生活状況を把握し、虐待への予防と支援についての研修に努めます。

### 【主な対応・取り組み】

- 虐待への気づきや関係機関への通告
- 関係機関との連携・情報の共有・早期対応
- 家庭に対する継続的な関わりや基本的なケア、安心感の提供
- 家庭の状況を観察することによるモニターの機能(子どもの姿から家庭の背景を見ていきます。)
- 保護者にとっての身近な相談相手
- 個別懇談会・家庭訪問を通しての予防および早期発見
- 保護者との日常会話を大切に、親子で関われる場の設定。一緒に活動する場の設定
- 保護者懇談会・各種行事による保護者どうしの交流の場の提供(保護者どうしが関われる場・話し合える場をつくり、保護者どうしのつながりをつけます。)

## 8) 放課後児童クラブ

○保護者が昼間家庭にいない小学校低学年を中心に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

○地域住民・関係団体との交流・連携をもちながら、児童が心身ともに健やかに育つ環境づくり及び子育て支援と健全育成活動を行います。

### 【主な対応・取り組み】

- 放課後児童クラブ間においても連携をとり合い、子ども・保護者に接しての情報交換やチェック項目の再検討など、虐待への気づきのための共通理解をはかり早期対応
- 子どもの状況を把握
- 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校と連携
- 関係機関へ通告・相談・連携
- 子どもや家族への支援

## 9) 小・中学校

○すべての教育活動の中で子どもの心身ともに健全な発達を目指しています。

○保護者・地域と連携を密にし、安心で安全な環境づくりに努めます。

○保護者との信頼関係を築き、日常的なかかわりや地域の支援を得ながら、担任や担当（児童生徒支援教員等）を中心として子どもの状況を把握し、早期対応を図ります。

○特に支援を要する子どもについては、家庭環境や生育歴、発達状況等特性や状況に応じて、教育委員会・福祉専門機関・教育集会所等の機関と連携し、支援を受けながら対応します。

○校内研修において、「子どもへの虐待」に対する防止と支援についての職員研修を進めます。

### 【主な対応・取り組み】

- 子どもの状況の把握
- 教育相談や家庭訪問等を通しての予防および早期発見
- 各機関、地域・保護者からの情報収集
- 関係機関への通告・相談
- 教育委員会への報告と相談
- 子どもへの支援、安心できる集団づくり
- 保護者への支援（懇談会、保護者どうしの交流、家庭訪問等）

## 10) 高等学校

○志摩市内の高等学校に在籍する生徒の多くは、市内からの通学生です。

○安全な居場所や精神的な健康を保障され、家庭の状況を把握することができます。

○教育相談係・スクールカウンセラー等により、生徒へのカウンセリングなどを行います。

### 【主な対応・取り組み】

- 生徒の様子を観察し、虐待を早期発見
- 小学校・中学校・高等学校の連携を密にし、生徒の情報を早くキャッチ
- 家庭から離れて安全に過ごすことが保障される場所
- 家庭訪問により、保護者への支援や助言
- 家庭の状況を観察することによるモニター機能
- 生徒たちの心のケアや保護者の悩みの受け止め
- PTA活動等を通じて、保護者への情報提供
- 担任や教科担任、部活動顧問等、関わる教員が常に生徒の変化に注意を払い、観察
- 生徒との信頼関係を築き、会話・対話しやすい雰囲気づくり
- 中学校訪問による連携の充実と、家庭訪問による家庭状況把握と保護者との密接な関係づくり

## 11) 医療機関

- 子どものけがや歯の治療、検(健)診などを通じて、虐待を発見する機会があります。
- 虐待をしてしまう保護者や虐待を受けた子どもの精神的ケアを行う場合もあります。
- 専門医及び相談機関を紹介します。

### 【主な対応・取り組み】

- 子どもの外傷の程度や栄養状態など、重症度・緊急度を含めて虐待を把握
- 虐待の通告
- 虐待の証拠保全
- 子どもの安全確保
- 保護者や子どもの心の治療
- かかりつけ医として保育所・幼稚園・認定こども園学校との連携

## 12) 児童委員・主任児童委員

- 地域に密着した相談・支援のボランティアである民生委員が児童委員を兼ねることになっています。児童・妊産婦の保護、保健その他福祉に関する助言や指導を行うとともに、児童健全育成活動の支援や児童福祉司や福祉事務所への協力を行います。
- 主任児童委員は、児童福祉を専門に担当する児童委員で、関係機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動への援助・協力を行います。状況によっては、主任児童委員自らが児童委員の業務を行います。

### 【主な対応・取り組み】

- 日ごろから地域の状況を把握し、虐待を早期発見
- 住民からの虐待通告を福祉事務所・児童相談所へ仲介
- 家庭の状況の継続的把握（見守り）
- 関係機関の求めに応じて情報収集・情報提供を行うなど、密接に連携して対応
- 家庭訪問をしながら見守りと話し相手になれるよう信頼関係を構築（保護者や家庭のよき理解者、よき相談役）
- 保護者どうしが情報交換や助け合いをする場を紹介するなど、地域として子育てを支援する仕組みづくり

### 13) 保健所

- 都道府県・政令指定都市等に設置され、地域保健行政の中核を担います。志摩市を担当する保健所は、伊勢保健所(三重県伊勢庁舎内)です。
- 小児慢性特定疾患治療研究事業などの事業を担い、疾患や障がいに対して専門的な支援を行っています。
- 精神保健の専門的支援機関として、保護者の支援を行います。
- 母子保健活動や精神保健活動を通じて、子ども虐待やそのおそれのある家庭に無理なく接することができる機関です。

### 14) 児童福祉施設・里親

- 家庭の養育環境が整うまで、保護者に代わって子どもを育てます。
  - 里親は、温かい家庭的な雰囲気の中で保護者に代わって子どもを育てます。
  - 児童福祉施設では、さまざまな専門職が配置され、子どもに心理的なケアを行ったり、できるだけ早く家庭へ帰れるよう保護者を支援したりします。主な児童福祉施設は、次のとおりです。
    - 児童養護施設……保護者の失踪・死亡・疾病・虐待などにより、家庭で生活できない子どもを養育します。
    - 乳児院……養育に欠ける乳児を養育します。
    - 児童自立支援施設……非行性のある子どもや環境上の理由により生活指導が必要な子どもが社会的に自立できるよう育成します。
    - 母子生活支援施設……母子家庭等の自立を支援するための施設です。母の経済的・精神的自立と子どもの健やかな成長を、生活を通して支えます。
    - 児童心理治療施設……環境上の理由で社会生活への適応が困難となった子どもが短期間入所・通所して、心理に関する治療や生活指導などを受けます。
- ※ほかにも、自立援助ホーム、障がい児施設などがあります。

### 15) 子どもを虐待から守る家

- 子どもからの相談に対応することと一時的な避難場所を提供することを目的に、三重県の指定を受けた家です。志摩市内では、1か所が指定を受けています。
- 相談に対応した結果、必要な場合は、まずこども家庭課へ情報提供します。緊急を要する場合は、警察・児童相談所への通告を行います。

## 16) 社会福祉協議会

- 社会福祉法に基づき設置され、民間の社会福祉活動を推進しています。
- ボランティアセンターとして子育てボランティアを支援したり、市の委託を受けて放課後児童健全育成事業を行ったりしています。
- 障がい児相談支援事業所や児童デイサービス事業所として、障がいを持つ子どもの支援や、子どものいる障がい者の支援を行うことが虐待予防につながります。
- 虐待予防のために、次のような取り組みを行います。
  - 地域社会への広報・啓発活動  
社協だより・ホームページでの啓発
  - 子育て支援活動  
相談活動  
居場所づくり  
親子の居場所(子育てサロン)  
子どもの居場所(放課後児童クラブ)
  - 生活困窮・孤立に関する支援  
自立支援、就労支援、家計改善支援、生活福祉資金貸付、食料支援、子育てはっぴい隊活動

## 17) 警察署(交番・駐在所)

- 110番通報等により、虐待を受けている子どもの安全確認を行います。
- 傷害罪や暴行罪、福祉犯と考えられる事例は、事件として捜査し、検挙活動を行います。
- 児童相談所が子どもの安全確認や一時保護、立入調査を行う際、要請に応じて援助します。

## 18) 家庭裁判所

- 家庭事件を担当する裁判所です。家庭事件は、家事事件と少年事件に分かれます。また離婚裁判など特別な裁判も担当します。志摩市を担当する家庭裁判所は、津家庭裁判所伊勢支部です。
- 家事事件とは、離婚や遺産分割など、家庭や親族に関する事柄の調停や審判を行います。
- 少年事件とは、非行少年の処遇を決める審判を行います。
  - 家事事件…離婚、養育費の請求、親権者の変更、後見人の選任、養子縁組など、児童虐待の場合で、親権者が施設入所に反対している場合の入所決定や、親権喪失、保護者の児童へのつきまといの禁止など、さまざまな手続きの判断をします。
  - 少年事件…虐待を受けた子どもは、非行を犯しやすい傾向があることが指摘されています。そのような少年(20才未満)を保護する手続き、たとえば保護観察や少年院や児童自立支援施設などの施設入所決定などの手続きを行います。

## 19) 弁護士

- 法律の専門家としての当事者や関係機関へ法的な助言を行います。
- 法的手続きに関する助言・代理人活動を行います。

## 20) 人権擁護委員

- 法務大臣からの委嘱を受け、常に自由人権思想の普及高揚に努め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護しています。
- 法務局に併設されている相談窓口や特設会場で人権相談を受けます。
- 子どもをめぐる人権問題に適切に対処するため、「子どもの人権委員会」が、伊勢協議会・三重県連合会に組織化されています。

## 21) 志摩市人権市民協働課

- 男女共同参画のための取り組みを担当する部署です。
- 女性の人権を守る活動の一環として、ドメスティック・バイオレンス防止のための啓発活動などを行います。

## 22) 女性相談支援員

- 福祉事務所に配置され、女性のさまざまな問題について相談を受け、保護が必要な女性の早期発見や支援を行います。
- 三重県女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)等と密接に連携し、ドメスティック・バイオレンス被害女性を支援します。
- ドメスティック・バイオレンス家庭に子どもがいる場合は、被虐待児として対応します。

## 23) 子育てサークル

- 同じ立場の人が集まる子育てサークルは、育児に疲れたり、子育てに悩んだりする保護者が支え合う場となります。
- 活動を通じて子育ての孤立を防ぐことは、虐待予防につながります。

## 24) 地域社会(自治会・あんしん見守り協力員等)

- 日常生活の中で、虐待を発見したときは、児童相談所やこども家庭課へ通告します。
- 子育てを支え合う地域づくりが、虐待予防につながります。

## 資料編

# 児童福祉法（抄）

（改正 令和6年6月12日法律第47号）  
は令和6年10月1日施行

**第一条** 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

**第二条** 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

**第三条** 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

**第三条の二** 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

**第三条の三** 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

② 都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。

③ 国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

**第四条** この法律で、**児童**とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

一 **乳児** 満一歳に満たない者

二 **幼児** 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

三 **少年** 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

**第五条** この法律で、**妊産婦**とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

**第六条** この法律で、**保護者**とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

**第六条の三** この法律で、**児童自立生活援助事業**とは、次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居その他内閣府令で定める場所における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援(以下「児童自立生活援助」という。)を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業をいう。

- 一 義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、措置解除者等(第二十七条第一項第三号に規定する措置(政令で定めるものに限る。)を解除された者その他政令で定める者をいう。以下同じ。)であるもの(以下「**満二十歳未満義務教育終了児童等**」という。)
  - 二 満二十歳以上の措置解除者等であつて政令で定めるもののうち、学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒であること、同法第八十三条に規定する大学の学生であることその他の政令で定めるやむを得ない事情により児童自立生活援助の実施が必要であると都道府県知事が認めたもの
- ② この法律で、**放課後児童健全育成事業**とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。
  - ③ この法律で、**子育て短期支援事業**とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、内閣府令で定めるところにより、児童養護施設その他の内閣府令で定める施設に入所させ、又は里親(次条第三号に掲げる者を除く。)その他の内閣府令で定める者に委託し、当該児童につき必要な保護その他の支援(保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案し、児童と共にその保護者に対して支援を行うことが必要である場合にあつては、当該保護者への支援を含む。)を行う事業をいう。
  - ④ この法律で、**乳児家庭全戸訪問事業**とは、一の市町村の区域内における原則として全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、内閣府令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。
  - ⑤ この法律で、**養育支援訪問事業**とは、内閣府令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「**要支援児童**」という。)若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(以下「**特定妊婦**」という。)(以下「**要支援児童等**」という。)に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。
  - ⑥ この法律で、**地域子育て支援拠点事業**とは、内閣府令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。
  - ⑦ この法律で、**一時預かり事業**とは、次に掲げる者について、内閣府令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「**認定こども園法**」という。))第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第二十四条第二項を除き、以下同じ。)その他の場所(第二号において「保育所等」という。)において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。
    - 一 家庭において保育(養護及び教育(第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。))を行うことをいう。以下同じ。)を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児
    - 二 子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと認められる乳児又は幼児
  - ⑧ この法律で、**小規模住居型児童養育事業**とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、内閣府令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童(以下「**要保護児童**」という。)の養育に関し相当の経験を有する者その他の内閣府令で定める者(次条に規定する里親を除く。)の住居において養育を行う事業をいう。

- ⑨ この法律で、**家庭的保育事業**とは、次に掲げる事業をいう。
- 一 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第十九条第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児(以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。)であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士その他の内閣府令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。)の居宅その他の場所(当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。)において、家庭的保育者による保育を行う事業(利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。)
  - 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所(当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。)において、家庭的保育者による保育を行う事業
- ⑩ この法律で、**小規模保育事業**とは、次に掲げる事業をいう。
- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業
  - 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業
- ⑪ この法律で、**居宅訪問型保育事業**とは、次に掲げる事業をいう。
- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業
  - 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、当該保育が必要と認められる児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業
- ⑫ この法律で、**事業所内保育事業**とは、次に掲げる事業をいう。
- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業
    - イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設
    - ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設
  - ハ 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の規定に基づく共済組合その他の内閣府令で定める組合(以下ハにおいて「共済組合等」という。)が当該共済組合等の構成員として内閣府令で定める者(以下ハにおいて「共済組合等の構成員」という。)の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設
  - 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業
- ⑬ この法律で、**病児保育事業**とは、保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となつた小学校に就学している児童であつて、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他内閣府令で定める施設において、保育を行う事業をいう。
- ⑭ この法律で、**子育て援助活動支援事業**とは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者(個人に限る。以下この項において「援助希望者」という。)との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業をいう。

- 一 児童を一時的に預かり、必要な保護(宿泊を伴って行うものを含む。)を行うこと。
- 二 児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。
- ⑮ この法律で、**親子再統合支援事業**とは、内閣府令で定めるところにより、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待(以下単に「児童虐待」という。)の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。
- ⑯ この法律で、**社会的養護自立支援拠点事業**とは、内閣府令で定めるところにより、措置解除者等又はこれに類する者が相互の交流を行う場所を開設し、これらの者に対する情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。
- ⑰ この法律で、**意見表明等支援事業**とは、第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置の対象となる児童の同条各号に規定する措置を行うことに係る意見又は意向及び第二十七条第一項第三号の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者が、意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。
- ⑱ この法律で、**妊産婦等生活援助事業**とは、家庭生活に支障が生じている特定妊婦その他これに類する者及びその者の監護すべき児童を、生活すべき住居に入居させ、又は当該事業に係る事業所その他の場所に通わせ、食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、児童の養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設その他の関係機関との連絡調整、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二第一項に規定する特別養子縁組(以下単に「特別養子縁組」という。)に係る情報の提供その他の必要な支援を行う事業をいう。
- ⑲ この法律で、**子育て世帯訪問支援事業**とは、内閣府令で定めるところにより、要支援児童の保護者その他の内閣府令で定める者に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業をいう。
- ⑳ この法律で、**児童育成支援拠点事業**とは、養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。
- ㉑ この法律で、**親子関係形成支援事業**とは、内閣府令で定めるところにより、親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

**第六条の四** この法律で、**里親**とは、次に掲げる者をいう。

- 一 内閣府令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者(都道府県知事が内閣府令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の内閣府令で定める要件を満たす者に限る。)のうち、第三十四条の十九に規定する養育里親名簿に登録されたもの(以下「養育里親」という。)
- 二 前号に規定する内閣府令で定める人数以下の要保護児童を養育すること及び養子縁組によつて養親となることを希望する者(都道府県知事が内閣府令で定めるところにより行う研修を修了した者に限る。)のうち、第三十四条の十九に規定する養子縁組里親名簿に登録されたもの(以下「養子縁組里親」という。)
- 三 第一号に規定する内閣府令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者(当該要保護児童の父母以外の親族であつて、内閣府令で定めるものに限る。)のうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるもの

**第七条** この法律で、**児童福祉施設**とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターとする。

**第十条** 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 四 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。
- ② 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。
- ③ 市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。
- ④ 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ 国は、市町村における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

**第十条の二** 市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない。

- ② こども家庭センターは、次に掲げる業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。
  - 一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務を行うこと。
  - 二 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。
  - 三 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。
- ③ こども家庭センターは、前項各号に掲げる業務を行うに当たつて、次条第一項に規定する地域子育て相談機関と密接に連携を図るものとする。

**第十条の三** 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関(当該区域に所在する保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の内閣府令で定める場所であつて、的確な相談及び助言を行うに足りる体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この条において同じ。)の整備に努めなければならない。

- ② 地域子育て相談機関は、前項の相談及び助言を行うほか、必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
- ③ 市町村は、その住民に対し、地域子育て相談機関の名称、所在地その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

**第十一条** 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 第十条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
  - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
  - ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。

- ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。
- ホ 児童の一時保護を行うこと。
- ヘ 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。
- ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。
- (1) 里親に関する普及啓発を行うこと。
  - (2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
  - (3) 里親と第二十七条第一項第三号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。
  - (4) 第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。
  - (5) 第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の内閣府令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。
- チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母(特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。)その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
- リ 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。
- ヌ 措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。
- ② 都道府県知事は、市町村の第十条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、体制の整備その他の措置について必要な助言を行うことができる。
  - ③ 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。
  - ④ 都道府県知事は、第一項第二号トに掲げる業務(以下「里親支援事業」という。)に係る事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。
  - ⑤ 前項の規定により行われる里親支援事業に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - ⑥ 都道府県は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。
  - ⑦ 国は、都道府県における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

**第十二条** 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

- ② 児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ③ 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務(市町村職員の研修を除く。)並びに同項第二号(イを除く。)及び第三号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す

るための法律第二十二条第二項及び第三項並びに第二十六条第一項に規定する業務を行うものとする。

- ④ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第二十八条第一項各号に掲げる措置を採ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- ⑤ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第三項に規定する業務(前条第一項第二号ホに掲げる業務を除く。)を行うことができる。
- ⑥ 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の長(以下「福祉事務所長」という。)に必要な調査を委嘱することができる。
- ⑦ 都道府県知事は、第三項に規定する業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない。
- ⑧ 国は、前項の措置を援助するために、児童相談所の業務の質の適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない

### 第十二条の三 児童相談所の所長及び所員は、都道府県知事の補助機関である職員とする。

- ② 所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
  - 一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者
  - 二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
  - 三 社会福祉士
  - 四 精神保健福祉士
  - 五 公認心理師
  - 六 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員(以下「児童福祉司」という。)として二年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者
  - 七 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、内閣府令で定めるもの
- ③ 所長は、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。
- ④ 相談及び調査をつかさどる所員は、児童福祉司たる資格を有する者でなければならない。
- ⑤ 判定をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第五号に該当する者が、それぞれ一人以上含まなければならない。
- ⑥ 心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者、同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第五号に該当する者が含まなければならない。
- ⑦ 前項に規定する指導をつかさどる所員の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。
- ⑧ 児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ一人以上含まなければならない。

### 第十二条の四 児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設(以下「一時保護施設」という。)を設けなければならない。

- ② 都道府県は、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。
- ③ 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
  - 一 一時保護施設に配置する従業者及びその員数

- 二 一時保護施設に係る居室の床面積その他一時保護施設の設備に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
- 三 一時保護施設の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

**第十二条の六 保健所**は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。

- 一 児童の保健について、正しい衛生知識の普及を図ること。
  - 二 児童の健康相談に応じ、又は健康診査を行い、必要に応じ、保健指導を行うこと。
  - 三 身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育について、指導を行うこと。
  - 四 児童福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に関し、必要な助言を与えること。
- ② 児童相談所長は、相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、保健所に対し、保健指導その他の必要な協力を求めることができる。

**第十三条** 都道府県は、その設置する児童相談所に、**児童福祉司**を置かなければならない。

- ② 児童福祉司の数は、各児童相談所の管轄区域内の人口、児童虐待に係る相談に応じた件数、第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況及び市町村におけるこの法律による事務の実施状況その他の条件を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。
- ③ 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。
  - 一 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの
  - 二 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
  - 三 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)であつて、内閣府令で定める施設において一年以上相談援助業務(児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。第八号及び第六項において同じ。)に従事したもの
  - 四 医師
  - 五 社会福祉士
  - 六 精神保健福祉士
  - 七 公認心理師
  - 八 社会福祉主事として二年以上相談援助業務に従事した者であつて、内閣総理大臣が定める講習会の課程を修了したもの
  - 九 第二号から前号までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、内閣府令で定めるもの
- ④ 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。
- ⑤ 児童福祉司の中には、他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司(次項及び第七項において「指導教育担当児童福祉司」という。)が含まなければならない。
- ⑥ 指導教育担当児童福祉司は、児童福祉司としておおむね五年以上(第三項第一号に規定する者のうち、内閣府令で定める施設において二年以上相談援助業務に従事した者その他の内閣府令で定めるものにあつては、おおむね三年以上)勤務した者であつて、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならない。
- ⑦ 指導教育担当児童福祉司の数は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。

- ⑧ 児童福祉司は、児童相談所長が定める担当区域により、第四項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。
- ⑨ 児童福祉司は、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。
- ⑩ 第三項第二号の施設及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

**第十四条** 市町村長は、前条第四項に規定する事項に関し、児童福祉司に必要な状況の通報及び資料の提供並びに必要な援助を求めることができる。

- ② 児童福祉司は、その担当区域内における児童に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。

**第十六条** 市町村の区域に児童委員を置く。

- ② 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
- ③ 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。
- ④ 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第五条の規定による推薦によつて行う。

**第十七条** 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
- 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- ② 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員(主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。)との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
- ③ 前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
- ④ 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

**第十八条** 市町村長は、前条第一項又は第二項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。

- ② 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。
- ③ 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。
- ④ 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

**第二十一条の八** 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようにすることその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

**第二十一条の九** 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、

子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの(以下「子育て支援事業」という。)が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

- 一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
- 二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
- 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

**第二十一条の十** 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の三第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

**第二十一条の十の二** 市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等(特定妊婦を除く。)を把握したとき又は当該市町村の長が第二十六条第一項第三号の規定による送致若しくは同項第八号の規定による通知若しくは児童虐待の防止等に関する法律第八条第二項第二号の規定による送致若しくは同項第四号の規定による通知を受けたときは、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

- ② 市町村は、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十条、第十一条第一項若しくは第二項(同法第十九条第二項において準用する場合を含む。)、第十七条第一項又は第十九条第一項の指導に併せて、乳児家庭全戸訪問事業を行うことができる。
- ③ 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の内閣府令で定める者に委託することができる。
- ④ 前項の規定により行われる乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

**第二十一条の十の三** 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の実施に当たっては、母子保健法に基づく母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。

**第二十一条の十の四** 都道府県知事は、母子保健法に基づく母子保健に関する事業又は事務の実施に際して要支援児童等と思われる者を把握したときは、これを当該者の所在地の市町村長に通知するものとする。

**第二十一条の十の五** 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

- ② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

**第二十一条の十一** 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の収集及び提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

- ② 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うも

のとする。

- ③ 市町村は、第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。
- ④ 子育て支援事業を行う者は、前三項の規定により行われる情報の収集、あつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

**第二十一条の十八** 市町村は、第十条第一項第四号に規定する計画が作成された者、第二十六条第一項第八号の規定による通知を受けた児童その他の者その他の子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業(以下この条において「家庭支援事業」という。)の提供が必要であると認められる者について、当該者に必要な家庭支援事業(当該市町村が実施するものに限る。)の利用を勧奨し、及びその利用ができるよう支援しなければならない。

- ② 市町村は、前項に規定する者が、同項の規定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、当該者について、家庭支援事業による支援を提供することができる。

**第二十二条** 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあつたときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行わなければならない。ただし、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

- ② 前項に規定する妊産婦であつて助産施設における助産の実施(以下「助産の実施」という。)を希望する者は、内閣府令の定めるところにより、入所を希望する助産施設その他内閣府令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、助産施設は、内閣府令の定めるところにより、当該妊産婦の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。
- ③ 都道府県等は、第二十五条の七第二項第三号、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第五号の規定による報告又は通知を受けた妊産婦について、必要があると認めるときは、当該妊産婦に対し、助産の実施の申込みを勧奨しなければならない。
- ④ 都道府県等は、第一項に規定する妊産婦の助産施設の選択及び助産施設の適正な運営の確保に資するため、内閣府令の定めるところにより、当該都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域内における助産施設の設置者、設備及び運営の状況その他の内閣府令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

**第二十三条** 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の適用等適切な保護を行わなければならない。

- ② 前項に規定する保護者であつて母子生活支援施設における保護の実施(以下「母子保護の実施」という。)を希望するものは、内閣府令の定めるところにより、入所を希望する母子生活支援施設その他内閣府令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、母子生活支援施設は、内閣府令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。
- ③ 都道府県等は、前項に規定する保護者が特別な事情により当該都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域外の母子生活支援施設への入所を希望するときは、当該施設への入所について必要な連絡及び調整を図らなければならない。
- ④ 都道府県等は、第二十五条の七第二項第三号、第二十五条の八第三号若しくは第二十六条第一項第五号又は

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第十条の規定による報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、母子保護の実施の申込みを勧奨しなければならない。

- ⑤ 都道府県等は、第一項に規定する保護者の母子生活支援施設の選択及び母子生活支援施設の適正な運営の確保に資するため、内閣府令の定めるところにより、母子生活支援施設の設置者、設備及び運営の状況その他の内閣府令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

**第二十三条の二** 都道府県等は、児童及び妊産婦の福祉のため、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内において、妊産婦等生活援助事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

**第二十三条の三** 妊産婦等生活援助事業を行う都道府県等は、第二十五条の七第二項第三号、第二十五条の八第三号若しくは第二十六条第一項第五号又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十条の規定による報告又は通知を受けた妊産婦又はその者の監護すべき児童について、必要があると認めるときは、当該妊産婦に対し、妊産婦等生活援助事業の利用を勧奨しなければならない。

**第二十四条** 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所(認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。)において保育しなければならない。

- ② 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。)により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。
- ③ 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。)又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園(保育所であるものを含む。)又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。
- ④ 市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第五号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること(以下「保育の利用」という。)の申込みを勧奨し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。
- ⑤ 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行っても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費(同法第二十八条第一項第二号に係るものを除く。次項において同じ。)又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費(同法第三十条第一項第二号に係るものを除く。次項において同じ。)の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。
- ⑥ 市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第四十二条第一項又は第五十四条第一項の規定によるあつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。

- 一 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。
- 二 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。
- ⑦ 市町村は、第三項の規定による調整及び要請並びに第四項の規定による勧奨及び支援を適切に実施するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな保育が積極的に提供され、児童が、その置かれている環境等に応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育を行う事業その他児童の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする。

**第二十五条** 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

- ② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

**第二十五条の二** 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童(第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者を含む。次項及び第六項において同じ。)の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くように努めなければならない。

- ② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- ③ 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- ④ 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。
- ⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、内閣府令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、こども家庭センターその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。
- ⑥ 要保護児童対策調整機関は、子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第十五条第一項に規定する子ども・若者のうち要保護児童又は要支援児童であるものに対し、協議会及び同法第十九条第一項に規定する子ども・若者支援地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、同法第二十一条第一項に規定する子ども・若者支援調整機関と連携を図るよう努めるものとする。
- ⑦ 市町村の設置した協議会(市町村が地方公共団体(市町村を除く。)と共同して設置したものを含む。)に係る要保護児童対策調整機関は、内閣府令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前二項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として内閣府令で定めるもの(次項及び第九項において「調整担当者」という。)を置くものとする。
- ⑧ 地方公共団体(市町村を除く。)の設置した協議会(当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。)に係る要保護児童対策調整機関は、内閣府令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。

- ⑨ 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

**第二十五条の三** 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- ② 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

**第二十五条の四** 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

**第二十五条の五** 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

**第二十五条の六** 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

**第二十五条の七** 市町村(次項に規定する町村を除く。)は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(次項において「要保護児童等」という。)に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者(以下「通告児童等」という。)について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
  - 二 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九条第六項に規定する知的障害者福祉司(以下「知的障害者福祉司」という。)又は社会福祉主事に指導させること。
  - 三 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
  - 四 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。
- ② 福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。
- 一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
  - 二 次条第二号の措置が適当であると認める者は、これを当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致すること。
  - 三 妊産婦等生活援助事業の実施、助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、これをそれぞれその実施に係る都道府県知事に報告すること。
  - 四 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
  - 五 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九

条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

**第二十五条の八** 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条第一項の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第四号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
- 二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。
- 三 妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等(助産の実施、母子保護の実施又は保育の利用若しくは第二十四条第五項の規定による措置をいう。以下同じ。)が適当であると認める者は、これをそれぞれその妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。
- 四 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 五 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

**第二十六条** 児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
- 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業(次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。)を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として内閣府令で定めるものに委託して指導させること。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、相談(専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。)に応ずること、調査及び指導(医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合を除く。)を行うことその他の支援(専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。)を行うことを要すると認める者(次条の措置を要すると認める者を除く。)は、これを市町村に送致すること。
- 四 第二十五条の七第一項第二号又は前条第二号の措置が適当であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。
- 五 妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等が適当であると認める者は、これをそれぞれその妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。
- 六 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 七 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。
- 八 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業

の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

- ② 前項第一号の規定による報告書には、児童の住所、氏名、年齢、履歴、性行、健康状態及び家庭環境、同号に規定する措置についての当該児童及びその保護者の意向その他児童の福祉増進に関し、参考となる事項を記載しなければならない。

**第二十七条** 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
  - 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する内閣府令で定める者に委託して指導させること。
  - 三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。
  - 四 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。
- ② 都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、前項第三号の措置に代えて、指定発達支援医療機関に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設(第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。)におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。
- ③ 都道府県知事は、少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、第一項の措置を採るにあつては、家庭裁判所の決定による指示に従わなければならない。
- ④ 第一項第三号又は第二項の措置は、児童に親権を行う者(第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。)又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない。
- ⑤ 都道府県知事は、第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合には、児童相談所長の意見を聴かななければならない。
- ⑥ 都道府県知事は、政令の定めるところにより、第一項第一号から第三号までの措置(第三項の規定により採るもの及び第二十八条第一項第一号又は第二号ただし書の規定により採るものを除く。)若しくは第二項の措置を採る場合又は第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かななければならない。

**第二十七条の二** 都道府県は、少年法第二十四条第一項又は第二十六条の四第一項の規定により同法第二十四条第一項第二号の保護処分を受けた児童につき、当該決定に従つて児童自立支援施設に入所させる措置(保護者の下から通わせて行うものを除く。)又は児童養護施設に入所させる措置を採らなければならない。

- ② 前項に規定する措置は、この法律の適用については、前条第一項第三号の児童自立支援施設又は児童養護施設に入所させる措置とみなす。ただし、同条第四項及び第六項(措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合に係る部分を除く。)並びに第二十八条の規定の適用については、この限りでない。

**第二十七条の三** 都道府県知事は、たまたま児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、第三十三条、第三十三条の二及び第四十七条の規定により認められる場合を除き、事件を家庭裁判所に送致しなければならない。

**第二十八条** 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未

成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

- 一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。
- 二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。
- ② 前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置(第二十七条第一項第二号の措置をいう。以下この条並びに第三十三条第二項及び第九項において同じ。)の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。
- ③ 都道府県は、前項ただし書の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。
- ④ 家庭裁判所は、第一項第一号若しくは第二号ただし書又は第二項ただし書の承認(以下「措置に関する承認」という。)の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告すること、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求めること、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。
- ⑤ 家庭裁判所は、前項の規定による勧告を行つたときは、その旨を当該保護者に通知するものとする。
- ⑥ 家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てに対する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。
- ⑦ 家庭裁判所は、第四項の規定による勧告を行つた場合において、措置に関する承認の申立てを却下する審判をするときであつて、家庭その他の環境の調整を行うため当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。
- ⑧ 第五項の規定は、前二項の規定による勧告について準用する。

**第二十九条** 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

**第三十条** 四親等内の児童以外の児童を、その親権を行う者又は未成年後見人から離して、自己の家庭(単身の世帯を含む。)に、三月(乳児については、一月)を超えて同居させる意思をもつて同居させた者又は継続して二月以上(乳児については、二十日以上)同居させた者(法令の定めるところにより児童を委託された者及び児童を単に下宿させた者を除く。)は、同居を始めた日から三月以内(乳児については、一月以内)に、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その届出期間内に同居をやめたときは、この限りでない。

- ② 前項に規定する届出をした者が、その同居をやめたときは、同居をやめた日から一月以内に、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。
- ③ 保護者は、経済的理由等により、児童をそのもとにおいて養育しがたいときは、市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、児童福祉司又は児童委員に相談しなければならない。

**第三十一条** 都道府県等は、第二十三条第一項本文の規定により母子生活支援施設に入所した児童については、

その保護者から申込みがあり、かつ、必要があると認めるときは、満二十歳に達するまで、引き続きその者を母子生活支援施設において保護することができる。

- ② 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、障害児入所施設(第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。次条第一項において同じ。)、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満二十歳に達するまで、引き続き第二十七条第一項第三号の規定による委託を継続し、若しくはその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。
- ③ 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により障害児入所施設(第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。次条第二項において同じ。)に入所した児童又は第二十七条第二項の規定による委託により指定発達支援医療機関に入院した肢体不自由のある児童若しくは重症心身障害児については満二十歳に達するまで、引き続きその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、若しくは同項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。
- ④ 都道府県は、延長者(児童以外の満二十歳に満たない者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。)について、第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の措置を採ることができる。
  - 一 第二項からこの項までの規定による措置が採られている者
  - 二 第三十三条第八項から第十一項までの規定による一時保護が行われている者(前号に掲げる者を除く。)
- ⑤ 前各項の規定による保護又は措置は、この法律の適用については、母子保護の実施又は第二十七条第一項第一号から第三号まで若しくは第二項の規定による措置とみなす。
- ⑥ 第二項から第四項までの場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

**第三十一条の二** 都道府県は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により障害児入所施設に在所している者であつて、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものとして内閣府令で定める者について、満二十歳に到達してもなお引き続き在所させる措置を採らなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満二十三歳に達するまで、引き続き当該者を障害児入所施設に在所させる措置を採ることができる。

- ② 都道府県は、前条第三項の規定にかかわらず、同項の規定により障害児入所施設に在所している者又は委託を継続して指定発達支援医療機関に入院している肢体不自由のある者若しくは重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者であつて、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものとして内閣府令で定める者について、満二十歳に到達してもなお引き続き在所又は入院させる措置を採らなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満二十三歳に達するまで、引き続き当該者をこれらの施設に在所させ、若しくは同項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。
- ③ 前二項の規定による措置は、この法律の適用については、第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置とみなす。
- ④ 第一項又は第二項の場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

**第三十二条** 都道府県知事は、第二十七条第一項若しくは第二項の措置を採る権限又は児童自立生活援助の実施の権限の全部又は一部を児童相談所長に委任することができる。

- ② 都道府県知事又は市町村長は、第二十一条の六の措置を採る権限又は助産の実施若しくは母子保護の実施の権限、第二十一条の十八第一項の規定による勸奨及び支援並びに同条第二項の規定による措置に関する権限、第二十三条第一項ただし書に規定する保護の権限並びに第二十四条の二から第二十四条の七まで及び第二十四条の二十の規定による権限の全部又は一部を、それぞれその管理する福祉事務所の長に委任することができる。
- ③ 市町村長は、保育所における保育を行うことの権限並びに第二十四条第三項の規定による調整及び要請、同条第四項の規定による勸奨及び支援並びに同条第五項又は第六項の規定による措置に関する権限の全部又は

一部を、その管理する福祉事務所の長又は当該市町村に置かれる教育委員会に委任することができる。

**第三十三条** 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

- ② 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十七条第一項又は第二項の措置(第二十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。)を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。
- ③ 前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。
- ④ 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。
- ⑤ 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後二月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、当該児童に係る第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三条の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは当該児童の未成年後見人に係る第三十三条の九の規定による未成年後見人の解任の請求がされている場合は、この限りでない。
- ⑥ 児童相談所長又は都道府県知事は、前項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から二月を経過した後又は同項の規定により引き続き一時保護を行つた後二月を経過した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるときに限る。
- ⑦ 前項本文の規定により引き続き一時保護を行つた場合において、第五項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した場合における同項の規定の適用については、同項中「引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた」とあるのは、「引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した」とする。
- ⑧ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第一項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、次に掲げる措置を採るに至るまで、引き続き一時保護を行い、又は一時保護を行わせることができる。
  - 一 第三十一条第四項の規定による措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
  - 二 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める満二十歳未満義務教育終了児童等は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- ⑨ 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第二項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、第三十一条第四項の規定による措置(第二十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。第十一項において同じ。)を採るに至るまで、児童相談所長をして、引き続き一時保護を行わせ、又は一時保護を行うことを委託させることができる。
- ⑩ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第八項各号に掲げる措置を採るに至るまで、保護延長者(児童以外の満二十歳に満たない者のうち、第三十一条第二項から第四項までの規定による措置が採られているものをいう。以下この項及び次項において同じ。)の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、保護延長者の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。
- ⑪ 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環

境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、保護延長者の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。

- ⑫ 第八項から前項までの規定による一時保護は、この法律の適用については、第一項又は第二項の規定による一時保護とみなす。

**第三十三条の二** 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

- ② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。この場合において、児童相談所長は、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。
- ③ 前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。
- ④ 第二項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。

**第三十三条の三の二** 都道府県知事又は児童相談所長は、次に掲げる措置に関して必要があると認めるときは、地方公共団体の機関、病院、診療所、医学に関する大学(大学の学部を含む。)、児童福祉施設、当該措置に係る児童が在籍する又は在籍していた学校その他必要な関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

一 第二十六条第一項第二号に規定する措置

二 第二十七条第一項第二号若しくは第三号又は第二項に規定する措置

三 第三十三条第一項又は第二項に規定する措置

- ② 前項の規定により都道府県知事又は児童相談所長から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。

**第三十三条の三の三** 都道府県知事又は児童相談所長は、次に掲げる場合においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置(以下この条において「意見聴取等措置」という。)をとらなければならない。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるとまがないときは、次に規定する措置を行つた後速やかに意見聴取等措置をとらなければならない。

一 第二十六条第一項第二号の措置を採る場合又は当該措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合

二 第二十七条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を採る場合又はこれらの措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合

三 第二十八条第二項ただし書の規定に基づき第二十七条第一項第三号の措置の期間を更新する場合

四 第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護を行う場合又はこれを解除する場合

**第三十三条の六** 都道府県は、その区域内における第六条の三第一項各号に掲げる者(以下この条において「児童自立生活援助対象者」という。)の自立を図るため必要がある場合において、その児童自立生活援助対象者から申込みがあつたときは、自ら又は児童自立生活援助事業を行う者(都道府県を除く。次項において同じ。)に委託して、その児童自立生活援助対象者に対し、内閣府令で定めるところにより、児童自立生活援助を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない。

- ② 児童自立生活援助対象者であつて児童自立生活援助の実施を希望するものは、内閣府令の定めるところにより、入居を希望する住居その他内閣府令の定める事項を記載した申込書を都道府県に提出しなければならない。

この場合において、児童自立生活援助事業を行う者は、内閣府令の定めるところにより、児童自立生活援助対象者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

- ③ 都道府県は、児童自立生活援助対象者が特別な事情により当該都道府県の区域外の住居への入居を希望するときは、当該住居への入居について必要な連絡及び調整を図らなければならない。
- ④ 都道府県は、第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号、第二十五条の八第四号若しくは第二十六条第一項第六号の規定による報告を受けた児童又は第三十三条第八項第二号の規定による報告を受けた満二十歳未満義務教育終了児童等について、必要があると認めるときは、これらの者に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならない。
- ⑤ 都道府県は、児童自立生活援助対象者の住居の選択及び児童自立生活援助事業の適正な運営の確保に資するため、内閣府令の定めるところにより、その区域内における児童自立生活援助事業を行う者、当該事業の運営の状況その他の内閣府令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

**第三十三条の六の二** 都道府県は、児童の健全な育成及び措置解除者等の自立に資するため、その区域内において、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業及び意見表明等支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

**第三十三条の六の三** 社会的養護自立支援拠点事業を行う都道府県は、第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号、第二十五条の八第四号若しくは第二十六条第一項第六号の規定による報告を受けた児童又は第三十三条第八項第二号の規定による報告を受けた満二十歳未満義務教育終了児童等について、必要があると認めるときは、これらの者に対し、社会的養護自立支援拠点事業の利用を勧奨しなければならない。

**第三十三条の七** 児童の親権者に係る民法第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項、第八百三十五条又は第八百三十六条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

**第三十三条の八** 児童相談所長は、親権を行う者のない児童について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない。

- ② 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童(小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託中、児童福祉施設に入所中又は一時保護中の児童を除く。)に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

**第三十三条の九** 児童の未成年後見人に、不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法第八百四十六条の規定による未成年後見人の解任の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

**第三十三条の九の二** 国は、要保護児童の保護に係る事例の分析その他要保護児童の健全な育成に資する調査及び研究を推進するものとする。

**第三十三条の十** この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者(以下「施設職員等」と総称する。)が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童(以下「被措置児童等」という。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

**第三十三条の十一** 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

**第三十三条の十二** 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第三十三条の十四第一項若しくは第二項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関(以下この節において「都道府県の行政機関」という。)、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- ② 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、児童虐待の防止等に関する法律第六条第一項の規定による通告をすることを要しない。
- ③ 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。
- ④ 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- ⑤ 施設職員等は、第一項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

**第三十三条の十三** 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第一項の規定による通告又は同条第三項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

**第三十三条の十四** 都道府県は、第三十三条の十二第一項の規定による通告、同条第三項の規定による届出若しくは第三項若しくは次条第一項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

- ② 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。
- ③ 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第三十三条の十二第一項の規定による通告若しくは同条第三項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第一項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所

長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

**第三十三条の十五** 都道府県児童福祉審議会は、第三十三条の十二第一項の規定による通告又は同条第三項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

- ② 都道府県知事は、前条第一項又は第二項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の内閣府令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。
- ③ 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。
- ④ 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

**第三十三条の十六** 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

**第三十三条の十七** 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

**第三十四条** 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 身体に障害又は形態上の異常がある児童を公衆の観覧に供する行為
- 二 児童にこじきをさせ、又は児童を利用してこじきをする行為
- 三 公衆の娯楽を目的として、満十五歳に満たない児童にかかるわざ又は曲馬をさせる行為
- 四 満十五歳に満たない児童に戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で歌謡、遊芸その他の演技を業務としてさせる行為
- 四の二 児童に午後十時から午前三時までの間、戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為
- 四の三 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満十五歳に満たない児童を、当該業務を行うために、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第二百二十二号)第二条第四項の接待飲食等営業、同条第六項の店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項の店舗型電話異性紹介営業に該当する営業を営む場所に立ち入らせる行為
- 五 満十五歳に満たない児童に酒席に侍する行為を業務としてさせる行為
- 六 児童に淫<sup>いん</sup>行をさせる行為
- 七 前各号に掲げる行為をするおそれのある者その他児童に対し、刑罰法令に触れる行為をなすおそれのある者に、情を知つて、児童を引き渡す行為及び当該引渡し行為のなされるおそれがあるの情を知つて、他人に児童を引き渡す行為
- 八 成人及び児童のための正当な職業紹介の機関以外の者が、営利を目的として、児童の養育をあつせんする行為
- 九 児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもって、これを自己の支配下に置く行為
- ② 児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター又は児童自立支援施設においては、それぞれ第四十一条から第四十三条まで及び第四十四条に規定する目的に反して、入所した児童を酷使してはならない。

**第三十四条の四** 国及び都道府県以外の者は、内閣府令の定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、**児童自立生活援助事業**又は**小規模住居型児童養育事業**を行うことができる。

- ② 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- ③ 国及び都道府県以外の者は、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

**第三十四条の五** 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- ② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

**第三十四条の六** 都道府県知事は、障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、その事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたとき、又は障害児通所支援事業者が第二十一条の七の規定に違反したときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

**第三十四条の八** 市町村は、**放課後児童健全育成事業**を行うことができる。

- ② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。
- ③ 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- ④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

**第三十四条の九** 市町村は、内閣府令で定めるところにより、**子育て短期支援事業**を行うことができる。

**第三十四条の十** 市町村は、第二十一条の十の二第一項の規定により乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業を行う場合には、社会福祉法の定めるところにより行うものとする。

**第三十四条の十一** 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、地域子育て支援拠点事業、**子育て世帯訪問支援事業**又は**親子関係形成支援事業**を行うことができる。

- ② 地域子育て支援拠点事業、子育て世帯訪問支援事業又は親子関係形成支援事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

**第三十四条の十二** 市町村、社会福祉法人その他の者は、内閣府令の定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、**一時預かり事業**を行うことができる。

- ② 市町村、社会福祉法人その他の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- ③ 市町村、社会福祉法人その他の者は、一時預かり事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

**第三十四条の十五** 市町村は、**家庭的保育事業等**を行うことができる。

- ② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。
- ③ 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人

である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。)によつて、その申請を審査しなければならない。

- 一 当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。
- 二 当該家庭的保育事業等を行う者(その者が法人である場合にあつては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第三十五条第五項第二号において同じ。))とする。)が社会的信望を有すること。
- 三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
- 四 次のいずれにも該当しないこと。
- イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ 申請者が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。))又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この号及び第三十五条第五項第四号において「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。))の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。第三十五条第五項第四号ホにおいて同じ。)が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。
- ヘ 申請者が、第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五

年を経過しないものであるとき。

- ト 申請者が、第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- チ へに規定する期間内に第七項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。
- ④ 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- ⑤ 市町村長は、第三項に基づく審査の結果、その申請が次条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第三項各号に掲げる基準(その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、同項第四号に掲げる基準に限る。)に該当すると認めるときは、第二項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域(子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。)における特定地域型保育事業所(同法第二十九条第三項第一号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第四十三条第一項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。)の利用定員の総数(同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)が、同法第六十一条第一項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数(同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当すると認めるときは、第二項の認可をしないことができる。
- ⑥ 市町村長は、家庭的保育事業等に関する第二項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。
- ⑦ 国、都道府県及び市町村以外の者は、家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、内閣府令の定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。

**第三十四条の十七の二** 市町村は、児童育成支援拠点事業を行うことができる。

- ② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出て、児童育成支援拠点事業を行うことができる。
- ③ 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- ④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、児童育成支援拠点事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

- ⑤ 児童育成支援拠点事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

**第三十四条の十八** 国及び都道府県以外の者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、**病児保育事業**を行うことができる。

- ② 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- ③ 国及び都道府県以外の者は、病児保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

**第三十四条の十八の三** 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、**子育て援助活動支援事業**を行うことができる。

- ② 子育て援助活動支援事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

**第三十六条 助産施設**は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設とする。

**第三十七条 乳児院**は、乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

**第三十八条 母子生活支援施設**は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

**第三十九条 保育所**は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。)とする。

- ② 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

**第三十九条の二 幼保連携型認定こども園**は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の幼児に対する教育(教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。)及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設とする。

- ② 幼保連携型認定こども園に関しては、この法律に定めるもののほか、認定こども園法の定めるところによる。

**第四十条 児童厚生施設**は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

**第四十一条 児童養護施設**は、保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。

**第四十三条の二 児童心理治療施設**は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となつた児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

**第四十四条 児童自立支援施設**は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

**第四十四条の二 児童家庭支援センター**は、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他内閣府令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

② 児童家庭支援センターの職員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

**第四十八条の二 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長**は、その行う児童の保護に支障がない限りにおいて、当該施設の所在する地域の住民につき、児童の養育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

**第四十八条の三 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親**は、当該施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託された児童及びその保護者に対して、市町村、児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター、教育機関、医療機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の再統合のための支援その他の当該児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で養育されるために必要な措置を採らなければならない。

**第四十八条の四 保育所**は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対して、その行う保育に関し情報の提供を行わなければならない。

② 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対して、その行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

③ 保育所に勤務する保育士は、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

**第六十一条の三 第十一条第五項、第十八条の八第四項、第十八条の十二第一項、第二十一条の十の二第四項、第二十一条の十二、第二十五条の五又は第二十七条の四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。**

# 児童虐待の防止等に関する法律（抄）

（改正 令和4年6月15日法律第66号）

## （目的）

**第一条** この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## （児童虐待の定義）

**第二条** この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

## （児童に対する虐待の禁止）

**第三条** 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

## （国及び地方公共団体の責務等）

**第四条** 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター（次条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。）、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとと

もに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

- 6 児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合には、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 8 何人も、児童の健全な成長のために、家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

#### (児童虐待の早期発見等)

**第五条** 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。
- 4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
- 5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

#### (児童虐待に係る通告)

**第六条** 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

**第七条** 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合には、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

#### (通告又は送致を受けた場合の措置)

**第八条** 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、

当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

- 一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。
- 二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。
- 2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。
  - 一 児童福祉法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。
  - 二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。
  - 三 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等(以下この号において「保育の利用等」という。)が適当であると認めるものをその妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。
  - 四 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第七項に規定する一時預かり事業、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業、同条第十九項に規定する子育て世帯訪問支援事業、同条第二十項に規定する児童育成支援拠点事業、同条第二十一項に規定する親子関係形成支援事業、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。
- 3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

#### (出頭要求等)

**第八条の二** 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第一項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (立入調査等)

**第九条** 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十一条の五第二項の規定を適用する。

#### (再出頭要求等)

**第九条の二** 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 第八条の二第二項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。

#### (臨検、搜索等)

**第九条の三** 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 3 都道府県知事は、第一項の許可状(以下「許可状」という。)を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料及び当該児童の保護者が第九条第一項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したことを証する資料を提出しなければならない。
- 4 前項の請求があった場合においては、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は搜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。
- 5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第一項の規定による臨検又は搜索をさせるものとする。
- 6 第一項の規定による臨検又は搜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。

#### (臨検又は搜索の夜間執行の制限)

**第九条の四** 前条第一項の規定による臨検又は搜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

- 2 日没前に開始した前条第一項の規定による臨検又は搜索は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

#### (許可状の提示)

**第九條の五** 第九條の三第一項の規定による臨検又は搜索の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

**(身分の証明)**

**第九條の六** 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九條の三第一項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問(以下「臨検等」という。)をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

**(臨検又は搜索に際しての必要な処分)**

**第九條の七** 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九條の三第一項の規定による臨検又は搜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

**(臨検等をする間の出入りの禁止)**

**第九條の八** 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に出入りすることを禁止することができる。

**(責任者等の立会い)**

**第九條の九** 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九條の三第一項の規定による臨検又は搜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者(これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。)又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

**(警察署長に対する援助要請等)**

**第十條** 児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認を行おうとする場合、又は同項第一号の一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第九條第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ迅速かつ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

**(調書)**

**第十條の二** 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九條の三第一項の規定による臨検又は搜索をしたときは、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印をせず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

**(都道府県知事への報告)**

**第十條の三** 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

**(行政手続法の適用除外)**

**第十條の四** 臨検等に係る処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

**(審査請求の制限)**

**第十條の五** 臨検等に係る処分については、審査請求をすることができない。

### (行政事件訴訟の制限)

**第十条の六** 臨検等に係る処分については、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三十七条の四の規定による差止めの訴えを提起することができない。

### (児童虐待を行った保護者に対する指導等)

**第十一条** 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号又は第二十六条第一項第二号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。

- 2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。
- 3 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。
- 4 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 児童相談所長は、第四項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。
- 7 都道府県は、保護者への指導(第二項の指導及び児童虐待を行った保護者に対する児童福祉法第十一条第一項第二号ニの規定による指導をいう。以下この項において同じ。)を効果的に行うため、同法第十三条第五項に規定する指導教育担当児童福祉司に同項に規定する指導及び教育のほか保護者への指導を行う者に対する専門的技術に関する指導及び教育を行わせるとともに、第八条の二第一項の規定による調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問、第九条の二第一項の規定による調査若しくは質問、第九条の三第一項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問をした児童の福祉に関する事務に従事する職員並びに同法第三十三条第一項又は第二項の規定による児童の一時保護を行った児童福祉司以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせることその他の必要な措置を講じなければならない。

### (面会等の制限等)

**第十二条** 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置(以下「施設入所等の措置」という。)が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、内閣府令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

- 一 当該児童との面会
- 二 当該児童との通信
- 2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。
- 3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。)が採ら

れ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

**第十二条の二** 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第二十八条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。)が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求め、当該保護者が前条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った、又は行わせた場合には、速やかに、児童福祉法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

**第十二条の三** 児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項の規定により、児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている、又は適当な者に委託して、一時保護を行わせている場合(前条第一項の一時保護を行っている、又は行わせている場合を除く。)において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであって、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求め、当該保護者が第十二条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

**第十二条の四** 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われ、かつ、第十二条第一項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身近につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。

2 都道府県知事又は児童相談所長は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。

3 都道府県知事又は児童相談所長は、第一項の規定による命令をしようとするとき(前項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。)は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項の規定による命令をするとき(第二項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。)は、内閣府令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

5 第一項の規定による命令が発せられた後に施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合、児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が解除された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部若しくは一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第二十八条第三項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られ、又は同法第三十三条第六項の規定に

より引き続き一時保護が行われている場合において、第一項の規定による命令が発せられたときであって、当該命令に係る期間が経過する前に同法第二十八条第二項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判又は同法第三十三条第五項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。

- 6 都道府県知事又は児童相談所長は、第一項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなったと認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

#### (施設入所等の措置の解除等)

**第十三条** 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果、当該児童の家庭環境その他内閣府令で定める事項を勘案しなければならない。

- 2 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。
- 4 前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (施設入所等の措置の解除時の安全確認等)

**第十三条の二** 都道府県は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置若しくは行われた一時保護を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、市町村、児童福祉施設その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の家庭を継続的に訪問することにより当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。

#### (児童虐待を受けた児童等に対する支援)

**第十三条の三** 市町村は、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設(次項において「特定教育・保育施設」という。)又は同法第四十三条第二項に規定する特定地域型保育事業(次項において「特定地域型保育事業」という。)の利用について、同法第四十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあっせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第三十三条第二項又は第四十五条第二項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童(同法第十九条第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。)又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようになるため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援

のための施策を講じなければならない。

#### (資料又は情報の提供)

**第十三条の四** 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

#### (都道府県児童福祉審議会等への報告)

**第十三条の五** 都道府県知事は、児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(同条第一項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会)に、第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の内閣府令で定める事項を報告しなければならない。

#### (親権の行使に関する配慮等)

**第十四条** 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

#### (親権の喪失の制度の適切な運用)

**第十五条** 民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

#### (大都市等の特例)

**第十六条** この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

#### (罰則)

**第十七条** 第十二条の四第一項の規定による命令(同条第二項の規定により同条第一項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第十八条** 第十三条第四項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

# 志摩市子ども家庭支援ネットワーク運営要綱

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第8項に規定する要保護児童(法第三十一条第四項に規定する延長者及び法第三十三条第八項に規定する保護延長者を含む。以下同じ。)の適切な保護又は要支援児童(同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。)若しくは特定妊婦(同項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。)への適切な支援を図るため、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として設置する志摩市子ども家庭支援ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

**第2条** ネットワークは、法第25条の2第1項に規定する関係機関等のうち、別表第1に掲げる関係機関等により構成する。

2 市長は、前項に規定する構成員の名称等を掲載した名簿を作成し、第4条に規定する要保護児童対策調整機関に備え付ける。

3 前項に規定する名簿は、常に最新のものに更新するとともに、更新前の名簿についても保存しておくものとする。

## (事業)

**第3条** ネットワークは、法第25条の2第2項に規定する職務を行うほか、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその家族又は特定妊婦(以下「支援対象児童等」という。)への対応に関すること。
- (2) 児童虐待の予防に関すること。
- (3) 被虐待児童のアフターケアに関すること。
- (4) ドメスティック・バイオレンスへの対応に関すること。
- (5) その他支援対象児童等の支援のために必要なこと。

## (要保護児童対策調整機関)

**第4条** 法第25条の2第4項の規定により市長が指定する要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)は、健康福祉部こども家庭課とする。

2 調整機関は、法第25条の2第5項に規定する業務を行うほか、ネットワークの事務局として庶務を処理する。

## (会長及び副会長)

**第5条** ネットワークに会長及び副会長を置き、第7条第2項に規定する代表者会議委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、ネットワークを代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (運営)

**第6条** ネットワークは、次に掲げる会議を開催する。

- (1) 代表者会議
- (2) 実務者会議
- (3) 個別ケース検討会議

2 ネットワークは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。この場合において、構成員以外の関係機関等に協力を求める場合は、個人情報の保護に配慮しなければならない。

## (代表者会議)

**第7条** 代表者会議は、ネットワークを構成する関係機関等の代表者を委員とし、ネットワークの事業が円滑に運営されるための環境整備等を目的として開催する。

2 代表者会議の委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

3 代表者会議の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 代表者会議の委員は、再任されることができる。

5 代表者会議は、会長が招集し、その議長となる。

6 代表者会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

7 代表者会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を代表者会議に出席させ、第6条第2項に規定する協力を求める

ことができる。

- 9 代表者会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、一部又は全部を非公開とすることができる。

#### (実務者会議)

**第8条** 実務者会議は、ネットワークを構成する関係機関に所属する実務者の代表を委員とし、ネットワークの事業の円滑な運営等を目的として開催する。

- 2 実務者会議の委員は、別表第2に定める関係機関に所属する実務者の中から市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 実務者会議の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 実務者会議の委員は、再任されることができる。
- 5 実務者会議は、調整機関が出席者を調整の上、招集し、これを主宰する。
- 6 調整機関の長が必要と認めるときは、委員以外の者を実務者会議に出席させ、第6条第2項に規定する協力を求めることができる。
- 7 実務者会議は、非公開とする。ただし、調整機関の長が必要と認めるときは、この限りでない。

#### (個別ケース検討会議)

**第9条** 個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等について直接関わりを有している関係機関等及び今後関わりを有する可能性がある関係機関等が出席し、当該支援対象児童等に対する具体的な支援の内容の検討等を目的として開催する。

- 2 個別ケース検討会議は、調整機関が出席者を調整の上、招集し、これを主宰する。
- 3 調整機関の長が必要と認めるときは、ネットワークを構成する関係機関等以外の者を個別ケース検討会議に出席させ、第6条第2項に規定する協力を求めることができる。
- 4 個別ケース検討会議は、非公開とする。

#### (部会)

**第10条** ネットワークは、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長又は座長が指名する。
- 3 部会は、会長又は座長が指定する事項について取り扱う。
- 4 部会に部会長1人を置き、当該部会に属する委員の互選により、これを定める。
- 5 前3項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会長が定める。

#### (その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って定める。

### 附 則 (抄)

附 則(令和2年8月20日告示第171号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

区分	関係機関 (国又は地方体の機関)	関係団体 (法人)	児童福祉事業従事者等 (その他の者)
識見者			識見者
児童福祉関係	こども家庭課 児童相談所 福祉事務所 保育所 子育て支援センター 放課後児童クラブ	社会福祉協議会 保育所 子育て支援センター 放課後児童クラブ	主任児童委員 児童委員 児童福祉施設関係者 児童家庭支援センター関係者 里親 児童福祉事業関係者
保健医療関係	保健センター 保健所	医師会 歯科医師会 看護協会	
教育関係	教育委員会 幼稚園 小学校 中学校 高等学校	幼稚園	
警察・司法関係	警察署 法務局		弁護士
人権擁護関係			人権擁護委員
配偶者からの暴力関係	人権市民協働課		婦人相談員

別表第2 (第8条関係)

区分	関係機関 (国又は地方体の機関)
児童福祉関係	こども家庭課 児童相談所 福祉事務所
保健医療関係	保健センター
教育関係	教育委員会
警察・司法関係	警察署

志摩市 子ども虐待



## 子どもを虐待から守るために 【志摩市子ども虐待防止マニュアル】

---

令和8年2月改訂版

志摩市子ども家庭支援ネットワーク

事務局:志摩市健康福祉部

こども家庭課(こども家庭センター)

〒517-0592 三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22

Tel:0599-44-0282 Fax:0599-44-5260

HP:

[www.city.shima.mie.jp/kenko\\_fukushi/fukushi/hukushi/  
1458721502031.html](http://www.city.shima.mie.jp/kenko_fukushi/fukushi/hukushi/1458721502031.html)

---